

平成23年第2回竹原市議会定例会会議録

平成23年6月21日開会

(平成23年6月21日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 全国市議会議長会表彰について

(2) 報告第2号 平成22年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について

(3) 報告第3号 訴えの提起について

(4) 報告第6号 竹原市土地開発公社等の経営状況について

日程第4 一般質問

午前10時00分 開会

議長（脇本茂紀君） 開会前に議長よりお願いをいたしておきます。

議場等における皆様の御発言に関しましては、地方自治法第132条2、無礼な言葉の使用や他人の私生活にわたる言論をしてはならないとされており、皆様におかれましてはこれまでも慎重な御発言に心がけてこられたところですが、今回から実施されます本会議生中継を契機として、より一層言論に対する品位の保持に努めていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告いたします。

まず、監査委員より、平成23年2月から平成23年4月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1

議長（脇本茂紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において北元豊君、大川弘雄君を指名いたします。

日程第2

議長（脇本茂紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月24日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6

月 24 日までの 4 日間と決定いたしました。

日程第 3

議長（脇本茂紀君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告案件は 4 件であります。

まず、全国市議会議長会表彰についてを御報告いたします。

事務局長から報告させます。

議会事務局長（宮地憲二君） 御報告いたします。

去る 6 月 15 日、東京都日比谷公会堂において開催されました第 87 回全国市議会議長会定期総会におきまして、正副議長 4 年以上表彰として小坂智徳議員が、また議員 20 年以上の永年勤続表彰として小坂智徳議員、脇本茂紀議員、吉田基議員、松本進議員がそれぞれ受賞されました。ここに謹んで御報告いたします。

議長（脇本茂紀君） これより表彰状の伝達式を行います。

準備のため、このまましばらくお待ちください。

議会事務局長（宮地憲二君） ただいまから表彰状の伝達式を行います。まず最初に、正副議長 4 年以上表彰を行います。小坂智徳議員は正面へお運びください。

それでは、お名前を申し上げますので、お呼びいたしましたら 1 歩前へお進みください。

小坂智徳議員。

議長（脇本茂紀君） 表彰状。竹原市小坂智徳殿。あなたは市議会正副議長として 4 年、市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 87 回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成 23 年 6 月 15 日。全国市議会議長会、会長関谷博。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（宮地憲二君） 続きまして、議員 20 年以上永年勤続表彰を行います。

小坂智徳議員と脇本議長はそのままで、吉田基議員、松本進議員は正面へお運びください。

なお、伝達者は北元副議長にお願いいたします。

それでは、お一人ずつお名前を申し上げますので、お呼びいたしましたら 1 歩前へお進みください。

松本進議員。

副議長（北元 豊君） 表彰状。竹原市松本進殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績はまことに著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。平成23年6月15日。全国市議会議長会、会長関谷博。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（宮地憲二君） 吉田基議員。

副議長（北元 豊君） 表彰状。竹原市吉田基殿。以下同文。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（宮地憲二君） 脇本茂紀議員。

副議長（北元 豊君） 表彰状。竹原市脇本茂紀殿。以下同文。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（宮地憲二君） 小坂智徳議員。

副議長（北元 豊君） 表彰状。竹原市小坂智徳殿。以下同文。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（宮地憲二君） 以上をもちまして伝達を終わります。皆様、自席へお戻りください。

議長（脇本茂紀君） 市長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長（小坂政司君） 一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま全国市議会議長会において、竹原市議会正副議長4年以上、並びに竹原市議会議員在職20年以上に及ぶ市政功労者として晴れの表彰をお受けになられました小坂議員、脇本議員、吉田議員、松本議員に対し、心からお祝いを申し上げます。

受賞されました議員各位には、いずれも長年にわたり市民の熱望と信頼を一身に集められ、円満なる人格と熱意あふれる見識のもとに、市勢の発展に並々ならぬ御尽力をいただいた方々でありまして、その御功績に対し、改めて深く敬意と感謝を申し上げます。

皆様におかれましては、ますます御自愛の上、地方自治の振興と我が竹原市の活力あるまちづくりのため、より一層の御活躍を御祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございます。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって全国市議会議長会表彰についてを終わります。

報告第2号平成22年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について事務局職員から報告文を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から報告を求めます。

市長（小坂政司君） 平成22年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

繰り越した事業については16事業であります。主な事業について御報告をさせていただきます。

まず、上田万里地区ほ場整備事業については、繰越額は1,010万円であり、平成23年5月に完成しております。

市道舗装補修工事については、繰越額は1,000万円であり、平成23年7月を完成予定としております。

二窓地区港湾整備事業については、繰越額は1,468万円であり、平成24年2月を完成予定としております。

都市再生整備事業については、繰越額は3,958万3,000円であり、平成23年11月を完成予定としております。

新開地区土地区画整理事業については、繰越額は6,734万3,000円であり、平成24年3月を完成予定としております。

市道中須明神線交通安全対策事業については、繰越額は2,475万円であり、平成23年10月を完成予定とします。

また、平成23年第1回臨時会で繰り越しの議決をいただいた、国のきめ細かな交付金を活用した事業については、保育所、小・中学校、竹原駅西駐輪場、市営住宅の改修等に係る5事業の繰越額は合計で4,268万5,000円であり、年度内での事業完了を予定しております。

さらにその他の事業といたしまして、県営事業の3事業については、繰越額は合計で1,183万3,000円、災害復旧事業の2事業については、繰越額は合計で7,526万9,000円であり、年度内での事業完了を予定しております。

以上のとおり、繰越明許費に係る事業の状況について御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） ただいま市長のほうから繰越明許費につきまして説明をいただいたわけでございます。

一般的な初歩的な質問をさせていただきわけでございますが、この繰越明許費というのはできるだけ特別の事情がない限り繰り越すべきではない、このような認識を私は持つておるわけでございます。しかし、今年度におきましたら、委員会等々でいただきました資料、約2ページにわたる16事業でございまして、いかに多いのか、そういった素朴な疑問点を私自身は持つておるわけでございます。

もちろん、理事者側におかれましては、国のきめ細かな交付金、あるいは事業の前倒し、また緊急経済対策、こういった要因があつて事業が繰り越した、こういった理解も私自身も納得ができるわけでございますが、何分にもいろんな意味でこれを16事業の中で、一部の事業については職員の方々の交渉能力、あるいは解決能力、こういったものがいろいろと欠如しているのではなからうか、こういった見方を私個人は持つておるわけでございます。大変厳しい言い方をするわけでございますが、そういった私の見解と理事者側における取り組み方、こういったものを御答弁をいただきたいと思ひます。

議長（脇本茂紀君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） 繰越明許費の質問についてお答えいたします。

御指摘いただいたとおり、また先ほど説明させていただいたとおり、今回の繰越明許費は16事業ということでございます。また、同じく御指摘いただいたように、中にはきめ細かな交付金であるとか経済対策による前倒し事業といったものがございます。さらには、県営事業であるとか災害とか、そのようなものもあつてこのような件数になっております。

この平成20年度から国の経済対策ということでいろいろ取り組んでおるところで、有利な交付金であるとか起債を充当するというところでこれまで取り組んできたところであります。ただ、御指摘のとおり、交渉とかいろんな部分につきましてまだまだ向上させていく部分があると考えております。この部分につきましては、予算の執行上、また事業の執行管理上、今後財政課としても努めてまいりたいと考えております。どこまでも会計年度独立の原則の例外規定でございまして、これを乱発することのないよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 1回目の質問で、いろいろと解決能力、あるいは交渉能力、こういったものが欠如をしているのではなからうか、このような指摘をさせていただいたわけでございます。この16事業の中を見ても、例えば竹原駅の西駐輪場、140台を200台余りにアップをする、舗装あるいは防犯カメラ、こういった設置、これは恐らくJRとの協議がおくれている、このような解釈を私自身はしておるわけでございます。JRそのものがいろんな意味で交渉事につきまして協議が長くなる、こういったことも十分承知をしておるわけでございますが、ぜひ担当課におかれましても、こういった再々にわたりJRと交渉をしていただければ早期に着手をできるのではないか、このような思いもしておるわけでございます。

また、災害復旧に関しましても三津仁賀線、これはいわゆるふるさと林道ではないかと思えます。これも、工法的にはいろんな意味で県との協議、こういったことがなかなか進んでいない、このようなことも仄聞はしておるわけでございますが、県にも再々にわたり交渉をしていただきたい、このような思いも持っておるわけでございます。

また、新開土地の件につきましても、民民の地権者のいろんなトラブル、あるいは交渉事がうまくいってない、このようなことも聞いておるわけでございますが、こういったことにおかれましても、行政そのものが市民の奉仕者としていろいろと交渉能力といったものも高めていただきたい、このような思いを持っておるわけございまして、強く指摘をさせていただきたいと思えます。

またもう一点、参考のためにお聞きをするわけでございますが、この6月時点で5月末をもちまして県内の繰越明許費の件数、あるいは金額を見ますと、竹原は本当に少ない金額でございます。呉、広島、福山、あるいは安芸高田を除きまして、参考に申し上げますと、大竹市4億2,000万円、あるいは廿日市市9億8,000万円、江田島市4億9,000万円、三次が24億円、庄原が33億円、東広島39億円、三原市が16億円、尾道市が20億円、府中市が12億円。こういったことで、参考に勉強のために教えていただきたいんですが、竹原市そのもののいろんな起債額といったものは市長のいろんな財政の健全化等々で努力をされまして、中国5県でも一番少ないトップクラスではないかと思うわけでございます。しかし、こういったいろんな国の財政措置に伴っていろんな事業のボリュームアップ、起債をしてでもいろいろと手だてをやっていく必要があるのではなからうか、あるいはこの大竹、廿日市、江田島、安芸高田市、いろんなところと比べてこの金額が少ないというのはいいようにとっていいのか悪いようにとっていいのか、こ

の辺の見解もあわせて御答弁をいただきたい。

そして、最後になります。23年度の事業推進に当たっても繰越明許費のないように事業推進に努めていただきたい、こういったことも含めて御答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） それでは、先ほどの県内の状況につきまして、大変申しわけなかったんですが、私もちょっと県内の様子までは把握しておりませんでした。

ただ、今回経済対策の中で、先ほども御質問があったんですが、きめ細かな交付金、光をそそぐ交付金というのがございました。これにつきましては、合併市であるとかそういった人口とか面積とかで決められる部分がございます、県北のほうにおきましてはかなり金額が多かったということがございます。竹原市と比べましても、約10倍ぐらいの差があるということもございます。そこらもありまして明許がふえておるんじゃないかと、想像ですが、そういった見解でございます。

また、起債につきましては、これも御指摘いただいたとおり、県内では起債残高であるとか起債に関する財政比率については比較的良好な位置にいるということもございます。このような有効な交付金であるとか、起債を使いながらこれまで大規模事業等にも取り組んでまいりました。これからは、そのような有利な財源がある場合等もありますけれども、こちらのほうからも働きかけるであるとかいろいろな交渉の中で有利な財源をいたしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

平成23年度の事業でございますけれども、これも先ほど申しましたが、これは繰越明許費というのとはどこまでも例外規定でございます。これを乱発することのないように、これは心がけていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号訴えの提起について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告を求めます。

市長（小坂政司君） 訴えの提起について、御報告を申し上げます。

本件は、市営住宅家賃の滞納に伴う訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものであります。

市営住宅家賃の滞納整理につきましては、以前より督促、催告及び訪問徴収を行っていましたが、長期滞納者のうち誠意の見られない者について、裁判によって解決を図るため、市営住宅明け渡しの請求及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えを竹原簡易裁判所に提起したものであります。

以上のとおり、訴えの提起について御報告申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 今の市長の報告を受けて質問したいと思います。

今、貧困と格差という分で厳しい状況に置かれているというふうに私は認識しております。ですから、いろんな仕事を失って収入が途絶えたり、あるいは予期せぬ病気でお金が必要な事態、あるいは借金をしてでもそういった医療費に充てなくては行けないというふうな事態で生活が困窮すると。私はどなたでもこういった時代に起こり得るような今の社会、政治状況ではないかというふうに私自身は認識しております。

それで、今ありました報告の、仮にAさんというふうにさせていただきますけれども、Aさんが何らかの事情で二十数万円の滞納というふうに資料に書いてあります。それで、質問の第1点目は、Aさんがこの滞納、二十数万円になっておりますけれども、Aさんが滞納というような事態になったその原因ですよね、これを市としてどういうふうに把握されているのかと。滞納になった原因をどう把握されているのかということ、それに対してどう対応してきたのかということですね。

例えば、設置管理条例には、家賃の減免あるいは家賃の猶予というのが書いてありまして、いろいろこういった事態にはこういった対応をなさいよということが明記されておりますので、繰り返しになりますけれども、Aさんという方の滞納の原因と申しますかね、それは何なのかと。そして、それを把握してどう対応してきたのかということ、まず1点目としてお尋ねしておきたいということでもあります。

それから、関連しますけれども、2点目はこのAさんの滞納というのは先ほど言いました。いつから滞納してこういった金額になっているのか。その滞納した時点での始まった時点での収入、それと家賃、こういった収入、家賃はどういった事態なのか。それから、現在ではこのAさんの収入、家賃はどうなっているのかということ、2点目として質問しておきたいというふうに思います。

それから、3点目なんですが、これは端的に市の設置管理条例が定めておりますけれど

も、あえてここで聞きたいのは、この市営住宅の設置目的。市条例にちゃんと明記されておりますので、3点目としてどういった目的でこの市営住宅が設置されたのか、ここを改めてお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の御質問の、このAさんの滞納の原因でございますが、この方につきましては、実は専決処分をしたのが日にちが平成23年2月24日でございますけど、この方は以前平成4年11月10日に死亡されました父親とともに同居をしております、家賃が滞納し始めたのは平成19年12月当初ぐらいで、このころは月3万円の分納誓約ということをお願いしたわけですが、その後本人が東北のほうに転出をされて、最初は市営住宅のほうに仏壇があるんで何とかもう少しおらしてもらえないかということで交渉する中でいろいろ最初は話はできたんですが、平成20年5月ぐらいからは滞納が始まりまして一切連絡がつかないということで、この間担当のほうも30回ほど携帯等々で連絡をして、私自身も3回ほど電話連絡させていただいたんですが、なかなか誠意が見られないということでこういった手続をさせていただいています。

それから、収入につきましては、いろいろ調査させていただきましたら大手建設会社のほうにお勤めで、月収も60万円か70万円があるということがわかったんで、ぜひ滞納家賃が二十数万円なんで支払いをお願いしたいというような手紙での郵送も何回も取り組みをさせてもらったんですが、一切とり合っていただけなかったということで、最終的には法的な手段をさせていただいたということでございます。

それから、家賃でございますが、家賃は当初は1,700円ぐらい、月だったんですが、その後収入申告もされないということで、最高の家賃の9,000円まで一応上がっております。それから、累計いたしまして最終的に平成20年5月から23年1月までの間の滞納家賃21万6,600円ということでございます。そういった形で取り組みをさせていただいたんですが、一切連絡も途絶えたということ等々もあって誠意が見られないということで、これにつきましては市の滞納要綱に基づきまして手続をさせていただいて、誠意が見られない方については法的な手段、それからいろんな失業とか病気等々で事情がある方については相談に応じながら分納誓約をしていただいて、納めていただけたときに納めていただくというふうな取り組みをしておりますので、その辺はきっちり一応相談に応じながらの家賃の設定ということの対応にさせていただいておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、市営住宅の設置につきましては、やはり生活に困窮する人を目的に一応年に数回ほど、3回になりますけど、公正公平で公募によりまして募集をかけて入居していただいています。

それから、家賃の設定につきましては、いろんな事情等々もございまして、減免申請の手続をされる方もおられますし、また状況に応じていろんな相談に応じながら家賃の滞納について一応加算しないようにということで取り組みをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） このAさんの子供さんというんですかね、方は今さっき報告があったような収入もちょっと高いようでありますから、それと現実には、もう一回確認なんですけど、東北のほうへ転出されて、今の市営住宅には住まれていないという確認をさせていただきたいと。

それで、あえてここで質問をしましたのは、本来市営住宅というのは先ほどあったような住宅に困窮する者に対する安い家賃で提供すると、いろいろ収入基準はありますけれども、これが一応設置目的の大原則だと思うんですね。それで、1つ再質問としましては、お父さんのときに当初の家賃が1,700円、それで申告しなかって9,000円、相当上がってますよね。ですから、私が気になるのは、この設置管理条例でも家賃が3カ月以上滞納したら明け渡しの請求ができるという厳しい確かに状況があるわけですから、そういったお父さん、亡くなった人のことを今から言ってもしょうがないと思うんですが、原則として今後のこともありますからちょっと聞いておきたいのは、そういった家賃が1,700円が申告をしなかったから今度は9,000円になると、一番高いところになりますよね。ですから、ほかのところでも私いろいろこういった例は聞いたことがあります。年金収入になって、そんなに多くないから申告しなくてもいいだろうというような本人の思いがあって、私はいろんなきちとやっぱりゼロでも申告したほうがいいよというふうには指導はするように、話はするようにはしておりますけれども、その方の市民はそういう話聞くまでは年金も少ないから税金もかかりゃしないだろうというんがあって申告をしない人もおってんですね。ですから、そういった人は市営住宅入られた場合は1,700円から9,000円になると、申告しなかった場合は。だから、こういった方のためにも、私はこういったきちと3カ月滞納したら明け渡し求めるよというような厳しいところもあ

るわけですから、そこはやっぱり丁寧な指導というか、足を運んでアドバイスしないと。こういった1,700円が何倍以上の家賃になる。こうなったらもう払えなくなる。そうしたら、払わんのが悪いからおまえ出ていけということばかりではいけないんじゃないかなと思うんですね、対応の仕方がね。

ですから、再度お聞きしたいのは、設置目的は住宅困窮する人に提供すると。そういう場合は、この例でいいますと申告しなかったら先ほど申した何倍以上の家賃になる。これではすぐ行き詰まるというのがちょっと想像されますから、そこはもう少し丁寧にね。足を運ぶなり何らかの形で連絡をつけるなりしてきちっと申告してくださいと。そしたら、家賃はこの1,700円で済みますよというふうなやっぱり丁寧な対策が私は要ると思いますけど、その点どうでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 1点、ちょっと先ほどの質問に対して補足させていただきます。

なお、このAさんにつきましては、平成23年4月20日に裁判がございまして、本人が欠席されたということで竹原市の訴えが認められまして、平成23年5月6日に滞納家賃の全額納付と5月20日に明け渡しにも応じていただきました。すべてこの件については一応完結しているというふうな状況でございます。

それからもう一点が、家賃の件でございますが、家賃の件につきましては基本的には皆さん入居されとる方につきましては収入申告というのを毎年していただいておりますので、それに応じて家賃が決定するわけです。例えばお年寄りの方で、その収入申告を忘れていらっしゃる方についてはこちらのほうで先ほど議員さん御指摘ありましたように、一応そのほうに出向いて説明したりとか電話で連絡つけば電話で収入申告するようにとかという丁寧な取り組みを現在もしておりますので、その辺御理解のほどをよろしく願います。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ちょっと気になりますもんで、この方の件については以前なんか和解をしたケースなかったですかね。訴訟を起こして和解をされたことはなかったですかね、何年か前。ないです。なければいいです。

それで、今の家賃の件ですね。1,700円から3,900円ですかね。私も大分その税務経験のほうからたっておりますもんで、離れて、あれなんですけど、正確な記憶では

ないかも知れませんが、例えば税の場合でも申告をしていただくのが基本なんですよ。それで、ただし税の場合は税務調査権が付与されておりますから、いろんな立入調査等で所得の捕捉に努めると、こういうことが規定をされておるわけなんです。それで、それでもすべての未申告者に対してそれをすることができませんから、実務上、それで推計課税ということで、私の記憶が正確ではないかも知れませんが、前年の所得なんかあるいは前年の所得の半分ぐらいまでは推計課税ができたんじゃないかなろうかと思うんですよ。それで、お聞きしますと、申告がないからある意味1,700円から3,900円と。それで、この方が恐らくその市営住宅へ入居されたときの相手方というのはお父さんですよ。それで、お亡くなりになられたんですよ。そうしますと、現実にはなかなか体調とか高齢でもあられたんでしょう、わかりませんが。そうすると、申告に行きたくても行かれない方もおられますよね。おられますよね。それで、それを申告をしないということでもって懲罰的に1,700円から3,900円まで家賃を上げるということが社会的な、あるいは道義上許されることなんかどうかということですよ。

これは私、今まさに3月議会でも申し上げたように、竹原市の高齢化は急速に進んでおるわけですよ。私の母親なんかもそうです。いろいろ介護のほうでお世話になっておりますけれども、いろんなものが来ますけど、残念ながら同居できておりません。独居世帯ですよ。そうしますと、結構多いんですね。ちょっと今はもうそうした経験を積みましたからありませんけど、例えば税が滞納になっとなら、あるいは通知が来てそのままになっとならね。あるいは、恥ずかしい話ですけど、例えば水道料金がなっとならとかありまして、今はもうきちんとしとるはずなんですけどね。それで、実際行かれないわけですよ、肉体的、物理的にね。それに対して、ただ申告に来ないということでも懲罰的に1,700円から3,900円に引き上げるということは、私……

(「9,000円」と呼ぶ者あり)

9,000円に引き上げるというのは、これはいかに言うても行政のあり方としてどうかということですよ。もっと言えば、確かにいろいろな、例えば住宅家賃にかかわってはいわゆる私を律する、司法関係ですね、司法関係でありますから、公権力の行使としての調査権というのはなかなか行使をしにくいかも知れませんが、しかしその一方において税のほうの責任者も市長ですよ。それで、公営住宅という司法関係を律する最高責任者も市長ですよ。市長は1人なんですよ。そこで、例えば市長の決裁を仰いででも税務課へ行って、所得どうなっとなりますかね。現金所得ならもうすぐにわかるはずですよ。ね。確か

に、そこの守秘義務の関係とかいろいろありますよ。しかし、それは市長は一身ですから。市長のところへ報告をして決裁いただいて、市長、どうしてもこの方、行ってもなかなか会えんとかいろいろあるでしょうよ。こうした場合には、市長の決裁を仰いで税務課へ行って所得調査等は簡単にできる話なんです。そこのところの、言えば血の通った行政ができるんかどうかということですよ。余りにも形式的に、お亡くなりになられる前の状況というのはだれだって想像がつくじゃないですか、そうでしょう。そこのところの血の通った住宅行政のありようというものを皆さん一人一人がちょっと気をつければできるはずなんです。その点についてどう思われますか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

ちょっと説明が足りなくて申しわけないんですが、実は1,700円という家賃はお父さんがまだ生存されたときの家賃で、お父さんが亡くなられたのは平成4年11月10日で、この滞納家賃につきましては本人が連絡つかなくなって誠意がなくなった以降最高に上がったということです。お父さんがおられたときには今までどおり1,700円でずっといただいておったという状況なんで、補足説明をさせていただきます。どうも済いませんでした。お願いします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） わかりました。

それで、もう一つですよ。現実には、公営住宅は、市営住宅は、住宅に困るとる人が入るわけでしょう。じゃあ、お亡くなりになられてからのその人の生活実態はどうじゃったんかということですよ。これは住民基本台帳法でいうても、基本的に果たして竹原市に存在を、確かに住民基本台帳法上残しとって、形の上で、しかし生活の本拠がそこにないとすれば、もう既にある意味で言やあ公営住宅へ入居されておられたお父さんの相続権によって、法的に言えば、入居をされとるということでしょう。それで、大手の建設会社とおっしゃられる、いつから行かれたんかわからんけれども。果たしてそこのところの、果たして住宅困窮者として入居権の保障といいますか、これをしなきゃならなかったんか、あるいはもう実態として生活の本拠はもう既に移って、本来ならばそういうことじゃなくて、滞納云々じゃなくて、どうぞもうAさん、あなたは現実にはこの市営住宅で入居されてないんだから、直ちにもうある意味で言やあ解除の対象でしょう、基本的に言やあ。法的に言えばですよ、生活本拠ないんじゃから。

じゃから、そこら辺の一つ一つの事例に則しての形式的な解釈運用ではなくて、個別、具体的な妥当性ある結論を探っていくための法の、あるいは条例の解釈運用能力に問題があるんじゃないかということをおは指摘させていただかざるを得んですね。恐らく、大手の建設会社で60万円、70万円ということであれば、例えば下請云々の話じゃないと思うんですよね。恐らく、ずっとそこへお勤めになっておられたんでしょう。そうしますと、転勤とかいろいろ、恐らく奥さんもおられてでしょう、家族もおられてでしょうから、市営住宅の訴訟に係る市営住宅へ入居する実態というんは、権利というんはどこにもなかったはずなんよね、恐らくね。今までの質疑の経過を考えればですよ。ですから、そこはもっとやはり毅然として、入りたい人も入れない方もおられるんですね。例えば、市外から帰ってこられて、何とか経済的にもう、例えば離婚とかいろんなことがあったりして経済的に厳しいから公営住宅に入りたいんだが、市営住宅に入りたいんだがというて入れん人もおられるわけですよ。それで、そういう生活実態のない人に、わざわざ訴訟まで起こして立ち退いていただかなきゃならんというのは、やっぱり行政としては極めて不適切と。もっと言えば市営住宅管理条例ですかね、これの運用能力に欠けておるということをこれは指摘せざるを得んですね。この点についてどう思われますか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 本件につきましては、父親とともに一部同居されていた期間があつて、その辺で基本的にはお父さんが亡くなくてもこの債権については相続をされて、最初のうちは3万円ずつ月々納めていただいて誠意があつたわけなんです、その後転勤をされて一切連絡が途絶えたということもあつて、最初の転勤当初は仏壇があるんで、何とかもう少し……。

（7番宮原忠行君「そがんことは、生活の本拠じゃない」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） 答弁、答弁を。

都市整備課長（有本圭司君） おらせてくださいというようなこともあつたんで、私どもといたしましてはある程度交渉する中で一応信頼関係を、当初はあつたんですが、余りにも期間が長引き過ぎて誠意が見られないということがあつたんで、一応こういった形で手続をさせていただいたということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

（7番宮原忠行君「住所はなかった。生活の本拠は」と

呼ぶ)

議長（脇本茂紀君） 3回目ですよ。

7番。

7番（宮原忠行君） ですから、生活の本拠がないんでしょう。ほで、仮にその相続権、債権を例えば滞納をされたものを相続されたにしても、そのことと竹原市民として入居を認めなきゃならない資格があったかどうかということなん。わかっていただけます。確かに、仏壇はあったかもわからん。果たして、それじゃあよく私も経験したことがありますけど、例えばもう実際家を建てて新築されてほかへ転居しとるんじゃけど、家財道具とかなんとかの倉庫がわりに市営住宅を継続使用をされておられた方も結構おられた話ですよ、かつてはね。もう既に、二、三十年前の話ですよ。だけど、それは当時いろいろ問題になったこともありますよ。もう既に住宅困窮者なんでしょう。先祖の祭祀をする場所に欠けた人を入居させるというんならばこれはええんですよ。許可の要件に当てはまらんじやないですか。そうでしょう。私はそこを申し上げとるんですよ。それはいろいろあったことはわかりますよ、あったからこうなつとんでしょうから。

何が言いたいかというと、当初にぴちっとした、ぴちっとしたですよ。法令なり条例に基づいた対応をしておれば、わざわざ顧問弁護士料を払うたりしていろんな金かけたりしてこういう手続とらんでもえかったということですよ。ですから、もう少し法律とか条例に対する運用能力といいますかね。これもコンプライアンス以前の問題ですよ、住所がないんじやから。じゃからそこら辺、やっぱりしっかりと、この事案を例にしてね。しっかり研さんをしていただいて、ほで形式的に、いわゆるここが難しいんですよ、行政のね。やはり行政は、市民の財産を預かったり税金を預かったり市民の財産を運用するわけですから、通常のところと違う面がありますよ。

1つは、何度も申し上げますけれども住宅困窮者ですから。それは、日本国民の住宅困窮者じゃないんですね。竹原市民の住宅困窮者ということが一番の要件ですよ。そうでしょう。ほで、滞納債権をどうするかということについては、それは認めていただかざるを得ん。あるいは、拒否されりゃあ、またそれを住宅債権がその人にあるという、相続をされた方についてあるということの確認を求める訴訟を起こしやええ話でね。そのところは、やはり少し行政の手法としてはいささか正確に欠けたというかね。その一つは住所、生活の本拠。

そして、公営住宅法なり市営住宅管理条例ですかね、これでいけば竹原市の住宅困窮者

ですから。それは、遺灰があるとかなんとかということとはもう全く無関係の話になりますわね、これはね。じゃけえそのところをきちっと、法の精神というか条例の精神というか、そうしたものを踏まえながら、個別、具体的な妥当性を探つてこういう紛争を、訴訟を起こすということはやっぱり一つの紛争ですからね。極力避けられる方法はあつたはずですよ。そういう方向で御努力をお願いをしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 議員さん御指摘の法律、条例に基づいてできるだけ早く今後速やかに対応をしていきたいということが大前提でございます。

その中で、いろんな入居者の失業とか一応病気等々の件に関しては、引き続き入居者の相談に応じながらいろんな適切に対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） この件ですが、ほかに滞納者っていうのはどのくらいおられるんでしょうか。もしよければ比率、全世帯のうち何%がまだ滞納ですよということが1件お尋ねしたいということと、もう一件。非常に今聞いている家賃というのは、一般住宅、我々が普通に借りようとする家賃に比べればはるかに安い金額でございます。だから、それに対して困窮者の皆様はぜひ借りたいという気持ちは持つておられると思います。その借りるっていう借りたいという気持ち。これと、やはりそこで逆に言えば相対をこれ貸してあげるよと。強いてはこうやってこういうふうなルールがありますよっていうことをきちっとそこで理解していただく。要するに、これは一つの決まりなんですよね。ルールをそういったところできちっと守る義務というのは、借り手のほうにもあるんじゃないかと思えます。だから、そこら辺、確かに手厚い指導、あるいはいろんな助言っていうのも必要だとは思いますが、それをやっていかなくちゃいけないんですけども、その中でお互いがまあまあなあなあというなれ合いになつたんじゃないかというおかしな話になるわけで、今言ったように生活の実態がないと。なのに、そこに占拠していると、それを利用しているということに関しては、やはりこれは厳しくチェックして、ここはこういうふうになる前にチェックする必要があるんじゃないかなというふうには考えられます。ひとつそういったところを、まず何%ぐらいの滞納者がおられるのかお尋ねしたいと思います。

以上。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、滞納の状況でございますが、現在の現年分の滞納が約80万円ほどございます。収納率で見ますと、昨年22年度の収納率が98.86でございます。過年度分につきましては、約350万円ほど一応滞納がございまして、収納率で見ますと13.31%でございます。

それから、市営住宅の入居でございますが、やはり収入基準というのがございまして、こちらにつきましてその基準に準じて市営住宅に入居できるというようなことがございます。

それから、3点目の御質問のやはり市営住宅に入居してなかった実態があったというような御指摘がございしますが、こういったことも踏まえてそういったことがないように法律、条例等を適切に運用して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。

100%完納という状況じゃないんですよね、今ね。ということは、ひょっとしたら今後こういうことも起こり得るということは想像されるのでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 滞納については、とにかく金額がふえないように早目早目の一応分納誓約とか取り組みをさせていただいて、電話催告とかあるいは訪問徴収とかという形で、まず初期の段階で滞納がたまらないような取り組みを今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号竹原市土地開発公社等の経営状況について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告を求めます。

市長（小坂政司君） 竹原市土地開発公社及び竹原流通センター株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

初めに、竹原市土地開発公社の経営状況についてであります。平成22年度は新たな

用地取得がなかったことから、収益的業務のみを行っております。

まず、収益的収支につきましては、収入総額20万5,021円、支出総額20万2,000円で、差し引き3,021円であります。

なお、損益計算書・貸借対照表につきましては、お配りしております資料のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成23年度の事業計画につきましては、予定はありません。

続きまして、平成23年度の収益的収支予算について御説明申し上げます。

まず、収益的収入は、総額28万3,000円で、支出総額は28万3,000円で、差し引き0円となります。

また、資本的収支の収入の長期借入金は新たな借入予定はなく、支出の予定もありません。

なお、資金計画、収益的収支実施計画基礎資料につきましては、お配りしております資料のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

以上が竹原市土地開発公社の経営状況であります。

次に、竹原流通センター株式会社の経営状況についてであります。

平成22年度の決算額について申し上げます。

まず、収入としましては、卸売業者・関連業者の使用料であります営業収入1,104万8,765円、営業外収入3万4,693円、合わせて1,108万3,458円であります。

これに対し、支出といたしまして、租税公課費・給料及び減価償却費等の一般管理費として1,009万2,876円、支払い利息54万9,923円、合わせて1,064万2,799円となり、差し引き当期利益は44万659円となるものであります。

なお、貸借対照表及び損益計算書につきましては、お配りしております資料のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、平成23年度事業方針及び収支計画について御説明を申し上げます。

まず、事業方針につきましては、竹原流通センター株式会社が今後も存続していくためには、卸売業者と連携を密にすることはもちろんのこと、食の安全・安心や低価格志向など、消費者の需要に即応し、生鮮食料品の安全かつ安定供給に努めるとともに、空き関連店舗への早期入居促進を図り、できる限り経費節減に注力し、健全経営を目指していくものであります。

次に、収支計画につきましては、収入では営業収入954万1,716円、営業外収入1万9,000円、合わせて956万716円を見込んでおります。

これに対し、支出としまして、租税公課費・給料及び減価償却費等の一般管理費として904万3,000円、支払い利息50万円、合わせて954万3,000円を計上し、差し引き当期利益は1万7,716円となる見込みであります。

なお、細目につきましては、お配りしております資料のとおりであります。

以上のとおり、土地開発公社及び市が資本金の2分の1以上を出資している株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

議長（脇本茂紀君） あらかじめ申し上げます。

経営状況の報告に対する質疑につきましては、これまでも同様ですが、報告内容の中身に関する質疑となっておりますので御留意願います。

これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 今議長のほうから御指摘がございました。そういった観点から私ども資料をいただいております23年度事業方針、ページ、11ページにあるわけですが、こういった関連から質問をさせていただきたいと思っております。

今日までいろんな意味でこの流通センターのあり方、あるいは経営改善、こういった指摘といったものは、私を含め多くの議員の方々がいろいろと指摘、こういったこともされたわけがございます。しかし、この事業方針の中身を見ましても、毎年毎年同じような文言であって、一向にこの文言の中で、事業方針の中で、改善策といったものは見出すことができないのではなかろうか、こういった思いを個人的には持っておるわけでございます。

そういった観点から、私自身はもう今の時点でそろそろ大きな決断をし、この流通センターのあり方、あるいは撤退、あるいは精算、こういったことも考えなくてはいけないのではなかろうか、このような思いを持っておるわけございまして、こういった点につきまして後ほど御答弁をいただきたい。

また、1年生、2年生の方がいらっしゃるわけございまして、特に1年生の皆さん方に後学のためにお話をさせていただきますと、そもそもこの流通センターの形態が発足をいたしましたのは昭和54年の森川市長の時代ではないかと思っております。私ども先輩議員からいろいろと御指導、御示唆をいただく中でお聞きしておりますのは、森川市長の時代に

こういった形態、銀行あるいはJ A等々を含めて株式会社で発足をした、この目的といったものは、市民の皆さん方に地場の野菜、生鮮食品、こういったものを安定をした供給をしたい、このようなことをお聞きしておるわけでございます。しかし、いろんな報告の中で記述してありますように、現在のこの流通形態のあり方といったものは消費者の動向、あるいは時代背景、社会背景、いろいろと変化をしているのがこの10年、20年の流れではないかと思っておるわけでございます。

そういった観点も含めまして御指摘をさせていただくわけでございます。参考のために、この流通センターの平成17年度から22年度までの資料に基づいてひもといてみますと、平成17年度の利益は180万円余り、平成18年度は盛り返して300万円余り、そして平成19年度は46万円、そして平成21年度は98万円余り、そして平成22年度においたら44万円、こういった状況でございます。こういったことも踏まえまして、どういった取り組み方をされていくのか、大まかで結構でございます。御答弁いただければ、御答弁をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼いたします。

まず、竹原流通センター株式会社、これにつきましては地方卸売市場というくくりになっておりまして、卸売市場法、これに基づく中央卸売市場以外の市場という位置づけになっておりまして、中央卸売市場につきましては都道府県、または人口20万人以上の市、町が設置をするもの、それ以外のものという位置づけでございます。

今議員のほうから御指摘がありましたように、竹原市におきましては昭和54年、第三セクターという形で株式会社を設置をいたしまして、流通センター株式会社が市場の開設者になっておるという状況でございます。そのうち出資を50%、2分の1以上出資をしている市ということで、毎年こういうふうに経営状況を報告させていただいておる状況でございます。

今御質問のありました経営方針の改善が見られないのではないかというようなことでございますけども、議員のほうからも御指摘がございましたとおり、現在の市場、市場を取り巻く環境というのは、消費者、人口の減少に伴う消費の絶対数の減、それから生産者にかかわる高齢化、または後継者不足といった部分での出荷量の減少という部分もございまして、市といたしましても流通センター株式会社と連携をして、農林水産業の振興も含めた上で今後流通センターのほうの経営改善にも協力をしていきたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 今課長が御答弁をされましたのは、毎年同じような御答弁でございます。もう私はこの頭の中に鮮明に答弁を覚えておるわけでございます。

1点だけ、監査役でございます三好副市長、監査をされていらっしゃるわけでございます。これは、もちろん通常の監査、帳簿あるいは関係書類等々を照合されて監査をされている。しかし、現在の監査役といったものは、経営方針等々におけますいろんな講評、あるいは意見書の添付、こういったことも必要ではないかと思っておるわけでございます。私どもの資料の中にはないわけでございますが、監査の役目として、またいろんな総会あるいはいろんな役員会等々でどういった経営方針を御示唆されていらっしゃるのか、この点についても御答弁をいただきたい、このように思っております。

また一方では、現在この空き地、約900坪、これもいろんな経営の苦しい中で無償で貸していただきたいというようなことで、恐らく昨年かおとしだったと思っておりますが、また継続して5年間で900坪の駐車場を、こういったものも貸しておるわけでございます。これも、一つ視点を変えればいろんな意味で甘えているのではなからうか、このような思いもするわけでございます。

またもう一点は、この港の拠点の施設として今日までみなとオアシス、あるいはみちばた会議、あるいは北崎地区のいろんな要望等におきましてこういった活用策、こういったことも考えなくてはいけない、こういった思いもするわけでございますが、これは関連の質問でございまして御答弁は結構でございますが、こういったことも含めまして、冒頭に言いましたように、時代の流れ、あるいは経済の流れ、いろんな意味でいろいろと一考をすべきではないか、このようなことでございまして、御答弁をあせていただければ幸いです。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 流通センターのあり方等についての御質問でございます。

流通センターのみならず、近年におきます竹原市を取り巻く社会経済情勢というものは大変厳しいものがあるということは先ほども申し上げたとおりでございます。そういった状況の中で、流通センターの全体的な売上高の減少に加えまして一番基本になるのは、私は1次産業である農業等の生産力が高齢化あるいは担い手不足といったような社会のいろ

んな情勢の中で減少をしております。

そういった状況の中で、この数年を流通センターについては経営をしてまいりました。議員御指摘のとおり、この近年における改善策というものがなかなか見当たらない。我々役員という立場においても、そういったことを十分認識はいたしております。そういった意味合いで、竹原市の産業振興、これについては1次から2次、2次から3次というような販路の開拓をしていかなければならない。

その1点では、例えば1次産業の販売だけではなかなか効果は出ないというようなことから、昨年あたりから商工会議所とも一緒になって竹原市の地域ブランド開発事業というものも関係者とともに、そういった1次産品のさらなるブラッシュアップと申しますか、ブランド化を進めていく。そういった小さな動きも、この近年、竹原の独自の特産品をうまく活用されて効果のあらわれとる部分も多々出ております。

そういった価値の最大化を図っていくということも大事でございますので、先ほど来御答弁で申し上げておるように、新たなそういった産品開発についての挑戦、ここらあたりも行っていきたいというような意見を、これからも当流通センターについての役員会、あるいは総会の中で私のほうからも御意見をさせていただきたいということでございます。

それから、無償貸し付けにつきましては、これも前々からのいろんな課題がございます。そういった中で、本市としては今の現経営状況というのが大変厳しいと。毎年、まだ管理運営をしていく中で借入金の返済が、残債が残っておるというような状況もございまして、そこら総合的なこれからの運営管理のことも含めて総合的に検討した中で、もうしばらくの間無償貸し付けという形で臨んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 答弁ができなかった面もあるんですが、今の副市長の答弁をお聞きいたしますと、都合がいいときには地域ブランド開発とかいろんなことをおっしゃるわけですが、この流通センターそのものが、じゃあ地域ブランド開発等々に携わっているかという、私の感触では今日まで一つも携わっていないではないか、まだむしろ市内には、7カ所、8カ所の朝市の形態がある。そして、道の駅へ出品をされる生産者の方々、あるいは朝市関係の方々、そういった方々が道の駅を中心に生産をされた野菜等を納品をされている。そういったことで、7カ所、8カ所ある朝市そのものも、いろいろと衰退をしている現状といったものも、この半年は私自身はあるんじゃないかと思えます。

これとラップをしていって大変申しわけないんですが、どちらにいたしましても先ほど言いましたように、余り大きなことにならないうちにやめる勇気、あるいは撤退する勇気、こういったことも持っていただき、そして何といたしましても5,000万円の資本金のうち2,700万円のウエートを占めておる出資でございます。社長代表取締役は小坂市長でございます。責任がかぶらないようなそういった適正な判断といったものも、いろいろと担当課におかれましても知恵を出していただきたい。また、流通センター等々にも、いろいろと叱咤激励、あるいはいろんな知恵を、運営協議会を通じてやっていただきたい、こういったこと。また一方では、先ほど申し上げましたように、みちばた会議あるいはみなとオアシス、あるいは大崎上島の利便性も考慮したこの900坪の活用、こういったこともいろいろ配慮をする余地があるのではなからうか。こういったことも含めて指摘させていただき、御答弁があれば御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） るる御提言いただきありがとうございます。

市といたしましては、現段階における竹原市を取り巻く社会経済情勢というのは、いろんな産業振興という部分を一つとっても大変厳しいものがあるということは十分に理解をいたしております。

そういった中で、いろんなチャレンジをしていく必要があるということから、例えば観光から消費額を伸ばしていくためのにぎわいづくり、そのにぎわいづくりを向上させていくためには、いろんな住民参加のもとでいろんなお知恵をかりながら進めていきたいというようなこともございまして、総合的には産業振興の拡充を図っていくということで御理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 率直にお伺いしたいと思うんですけれども、平成21年度、平成22年度と数量が大体2,000トンというふうに、2,000トンと22年度は1,800トン。この数にしまして、現実には学校給食センターのほうと道の駅のレストランのほうには大体どれぐらいの量の青果物が搬入されているのかっていうことを、まず1点お伺いしたいと思います。

それと、記録的ないろいろ猛暑、昨年の猛暑に見舞われて、生育、品質ともに低下したということもあると思うんですけれども、天候不順等々は今後も温暖化ということの現

象が起こり得るのではないかというふうに思います。

そして、23年度の事業方針のところ、しかしそうはいつでも厳しい流通業界の生き残りをかけると書いてあるんですけども、どのような生き残りをかけるものを持っていくのかということをお聞きしたいとしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） まず、1点目の流通センターから給食センター、道の駅への取引高。これについては、卸売市場でありますので、実際の買い受け人さんのほうへまずは商品が行きますので、そこから先の流通、ということは我々は承知しておりません。

2点目の、経営方針の中にある今後の生き残りをかけた具体策というようなことでございますけども、一定には今現在の空きコマ対策。これについては、空きコマ入居の促進ということで、実際に不動産収入といいますか、家賃収入が入るといふことの即効性を見る中では、第1には空きコマの入居促進、この中と、先ほど来副市長のほうからも御説明いたしましたように、生産から加工、販売といったような、そういう関連店舗ということで、空きコマの中でのそういう農林水産物を加工した関連商品を販売するという努力が今のところ不足しているというふうに市のほうとしても認識しておりますので、こういった部分を先ほど議員のほうから御質問があった、例えば運営協議会というような流通センター内の業務規定にありますそういった会合を利用した中で我々としても働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 当然流通経路を使ってということですので、実際の売上高、学校給食にしても道の駅レストランにしてもわからないということはあると思うんですけども、現実もしもその道の駅、学校給食センターで生鮮食料品が扱われるというようなことを掌握なり実態をやはり研究する必要があるのではないかなというふうに思います。できることなら、それをぜひお願いしたいなと思います。

それと、いわゆる温暖化等々で後継者不足ということをおっしゃるんですけども、そういうことにせよ出荷量の少なさというものは、もう少しほかの形で出荷量をふやすっていう方法をアピール、PRなりされるのかどうかということをお聞きしたいと思います。一部では、朝市の会とかということが高齢者の方々、女性の方々が一生懸命販売をされております。売り上げも伸びてきているという実態があります。そこには、な

ぜ売れるのかっていうところをやはりしっかり研究していただく必要があるのではないかなっていうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 繰り返しになるかもしれませんが、まず流通センターのこの業務でございますけども、まず卸売市場ということで、当然市内の八百屋さんとかの小売のために県外のものも仕入れると。そういう仲卸も含めて我々の地方卸売市場は卸売市場ということでございますので、まず流通センター株式会社としましては当然地場産の野菜、青果物も大切な取扱商品でございますけども、市内といいますか、この竹原流通センターの卸売市場の商圈のニーズを聞きながら青果物を仕入れているという状況でございます。

したがいまして、流通センター株式会社としても、今後の生き残りをかける中では地場産の野菜というのを当然重きをおきまして、これまでも量販店で元気村というようなことで地場産野菜の流通を促進させる取り組みをされておりますので、その辺のところにつきましては今後も力を入れて重点的には取り組まれると思いますし、取り組まれるべきだとも思いますし、そういった点ではむしろ市の農林水産の行政的な部分での担い手の育成であるとか後継者の支援というような部分については、我々のほうで取り組むべき課題が大きいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 3回目の質問になります。

どちらにしても、利益的には1万7,716円ということです。そして、市の持ち出しが2分の1。こういった経営状態で、果たして本当に市民の皆さんの血税が使われているということに対して一体どうなのかなっていう歯がゆさ、腹立たしさを感じ得ません。やはり地場産業、地域のは地域で消費するというような、そういった仕組みづくりが非常に大切じゃないかなと思います。

環境問題にしてもフードマイレージということで、そこにできたものはそこで消化していこうよと。そこでつくられたものをわざわざ遠くに飛行機で運んで持って行ってというようなことは環境にもよくないしということで、フードマイレージっていうこともよく聞きます。子供の環境の勉強にもなると思います。そういった意味で、高齢者の方々が汗水垂らして一生懸命農業、農作業に携わってくださっていると。その金の作物を、ぜひ竹原

市内で消化できるような流通の仕組みというものをやはり考えていただきたいなっと思っています。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 14番議員さんのほうから大変大胆な提案がありましたもので、ちょっと私も心配になりまして質問させていただくわけではありますが、基本的に農作物の流通ということになれば単位農協があります。いわゆる系統流通で単位農協ですよ。それから、県の経済連、それから卸売市場、それから中売、小売と。こういうふうな5段階にわたっての流通経路で、約4%から5%マージンが取られるというか。それで、そうしたある意味で言えば系統流通への流通革新といいますか、という形の中でいわゆる農産物直売活動が始まってきたわけですよ。

ほで、農林水産省とかいろんな推計の数値はありますけれども、恐らく全国的に見ればそれが1兆円を超える規模に発展をし、さらにそれが拡大をしつつあると、こういうことですよ。ほで、なかなか担当課長のほうはお認めになるかどうかわかりませんが、私が農業委員会時代の経験からいっても、やはりそうした農産物直売活動の販売高というのは恐らく1億円ぐらいあるじゃろうと思うんですよ、竹原市でね。ほで、さらに言えば、今のその道の駅、市外からもかなりの部分が入ってきておりますよ。例えば原であるとか、これ瀬戸田か因島のほうから来ようるんですかね。ほで、そうしますと、言っておられることと具体的な施策が、ある意味で言えば利益相反する方向で動いとることですよ。

ほで、当初これは中尾市政のときになろうかと思っておりますけれども、農産物の直売活動に対する保護政策を打ち出されて、竹の里ですよ。ここら辺から、かなり竹原においてもそれが具体的な進展をし、ほでそれから一番やっぱり衝撃的じゃったといいますか、吉名のほうでそうした農産物直売活動が始まって、あんな地の利の悪いところでね。こんななるかなと思いますけど、やはりいろいろ創意工夫をされて豊富な品ぞろえの中で、恐らく私の、今もそう変わらんとするんですよ。2,000万円ですよ、あそこだけでね。ほで、その成功を見て、そこだけじゃないんですけど、今度は東野のほうとかいろんなところへ福田のほうからも拡大してきたはずなんでね。ほで、私がおったときは、まだ福田のほうはありませんでしたから、恐らく1億円ぐらいの規模はマーケットは、はっきり言えば、この竹原流通センター、卸売市場のマーケットを奪ったということになりますよ。

ね、基本的に。

それで、恐らくこれからもそうしたとりわけ国の農政のほうがいわゆる国際競争力のあるスーパー農業といますか、100ヘクタールとかそうした農業を目指しておりますから、竹原市の農業では恐らくとてもじゃないけども国の農政に追いついていけないと思うんですよ。

そうしますと、必然的に多品種少量販売による農産物直売活動等へ恐らく移っていかなければ生き残っていけないんじゃないかと思うんですよね、恐らくね。それで、具体的に聞きたいのは、例えば今この流通センターへ直接おろしておられるといますか、大同青果のほうが集荷されとるんかもわかりませんが、竹原市内の農業者が一体何人この市場を使って、納めるほうですよ、売るほうは別にして。ほで、さらに竹原広域圏といますか、竹原経済圏といますか、大崎上島のほうからも恐らく来とると思うんですよね。果たして、例えばそこら辺の数値もはっきりつかんだ上でないと、例えばそれは存続させるんがええんか、あるいは思い切って廃止をしたほうがええんかということがわからんわけですよ。ほで、私も残念ながら5年目ですけど、まだその廃止とかというところの議論というのはお聞きしておりませんでしたもんで、行政おったときはいろいろそのうわさとしては聞いておりましたけどね。そうしますと、やっぱり随分時間がたってきた。やはり、例えば存続をするにしても、これだけの仮に存続させたとして、少々の財政支援をしてもこれだけの大きな例えば竹原市の農業を守るとか、あるいは竹原広域圏における竹原広域経済圏における1次産業を守るとかというメリットを打ち出されるんか。あるいは、もうそこまで財政支援するとか、例えば土地の無償貸し付けもこれは財政支援ですからね。市民負担ですよ。そうしたことも踏まえて、どういうふうな方向がある意味でいけばベストな選択なんかというんがわかりませんが、今のままではね、恐らく。それで、これからさらに農産物直売活動等々の拡充によって、いわゆる市場外流通というのはふえてきますよ、恐らくふえてくる。そうなってくると、JAの問題も含めてですよ。あるいは、市内の大同青果さんですか、も含めて、竹原市における1次産業、農業をどうするんか。ほで、それに関連した流通業者の問題をどうするんか。ほで、もし仮にやめたとして、それじゃあそこで流通をしてきたものが、恐らく例えば大きなところから、できることは食品の供給ということではできると思うんですよ。しかし、そうした産業問題、とりわけ第1次産業は、恐らくこれからある意味でいけば竹原市経済の再生にとって大きな可能性を秘めてくる。そうした期待も込めていけば、やはりそこら辺の具体的なリサーチといます

か、分析をされるべきじゃなかろうかと。

それで、少なくとも、例えば来年のこの議会においては、そこら辺も含めた、委員会も含めてですよ、しっかりとした議論ができるような具体的なリサーチとといいますか、調査をした資料を提示をしていただきたいと思いますと思いますが、この点についていかがですか。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） まず、竹原流通センター。地方卸売市場の使命としまして、竹原市域における農業生産者の主要な出荷先でもございます。その使命としては、新鮮で安全な生鮮産品を提供するということで、今現在正確な数字としては持ち合わせておりませんが、農業センサス等によります市内の農家数、これが936戸ということになっております。そのうち販売農家、販売農家ということで通常のそういう売買取引をされている農家戸数、362戸というふうになっておりますので、少なくとも362戸より低い数字が出品者、いわゆる生鮮物を出荷されている方というふうに推測できると思います。

議員御指摘のとおり、竹原流通センターには単位農協であるJA三原を中心としましてJAゆたかというJA芸南という周辺の単位農協さんのほうからも集荷がございまして、そういった部分では今対比をされました直売と卸売流通、これは全く相反するものでございまして、これについてはどういった連携をしていくのが必要なのかということも我々道の駅の建設を契機に考えるようになっておりまして、その辺のところについてはまだ妙案というのは出ておりませんが、実際にはそういう卸売市場、直売市場が連携できる仕組みができれば、地元の農業生産の効率が上がってくるのではなかろうかというように、実際には今広島県も農業振興ビジョンというのをつくっている中で言われておりますけれども、つくったものを売るから売れるものをつくるというふうにシフトをしているという状況でございまして、我々もそういった動向を見ながら今後の施策を考えていきたいというふうに思っております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） それから、私はいろいろとそうした農産物直売活動等による流通革命といいますか、農業革命といいますか、そういうふうには呼ばれる方もおられます。そうしたこともありますけど、私はやはり最大の問題は、3月議会でも申し上げたように、仮に竹原市の人口が一番多かったのが3万五、六千としますれば、去年の国勢調査では2万

8,000ぐらいでしょう。やっぱりここまで七、八千単位でマーケットが縮小するということは、ほかのいろんな経済情勢の変動とかいろいろありましようけど、それはほど周辺も含めていえば、例えば竹原広域生活圏でいえば、万を超えるその倍以上のマーケットが縮小されとるんですよ、恐らくは。やはり、そうした人口減少が持つ破壊力というものを、私はやっぱりもう少し危機感を持って受けとめる必要があると思うんですよ。

それで、さらに言えば、とりわけ理事者側におかれては、何かあれば国の動向とか県とかと言われるわけですよ。私も何度も同じことを繰り返しますが、新地方自治法になって市民に直接責任を持つというのは県でも国でもないんですね。まさに竹原市長なんですよ。だからこそ、この竹原市における個別、具体的な流通センター問題にあらわれた人口減少問題であるとか、あるいは人口減少が催す地域経済への破壊力というか、こうしたものも改めて認識していただいて、そして口を開けば産業振興とか言いながら、地産地消とか言いながら、現実には道の駅そのものもむしろ竹原市における市外の流通センターをおびやかすような施策を具体的に打ってきとるわけですから。

そうしたことも含めて、やはりもう少しこの竹原市経済に対する危機感というものを持っていただいて、整合性ある総合的な施策ということ、これはやっぱり考えていただかんと。言うことが、おっしゃられる説明するほうはそれなりの理屈が通っておると思われるかもわかりませんが、聞きようるほうは、聞くほうは恥ずかしいぐらいですよ。よく今の実態を理解した上で物を言わんのんじゃろうか、単なる答弁のための答弁なんじゃろうか、作文書きようるんじゃろうかと、こういうことでしか受けとめられんわけですよ。

ですから、もう一度やはり人口減少が、農業問題も含めてですよ、この流通センターの経営問題も含めて、かなり大きい衝撃度を持ってある意味で言やあ破壊しつつあるというこの危機感というものをぜひとも持っていただきたいと思うんですが、この点についてどのようにお考えになられますか。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 昨今におけるいわゆるマーケティングの今現状、人口減少等によって、またあるいは高齢化の進展によって労働力が大幅に失われつつあるということは、生産力の減少、そして人口の減少は、消費量の減少というものが多大なものがあるという認識をいたしております。

そういった中で、従来の人口が多かった時代の方法ではなく、これからは先ほど来いろいろ御提案されております、例えば地産地消の推進を図る給食センター、道の駅、それか

ら地元産の生鮮物を一定量必要とする施設等、いろんな提携をするなど、生産体制や出荷体制の調整役としての流通センターの役割機能というものも、新たな展開が必要ではないかという危機感を持っております。

また、本市においても、さまざまな地元産の農林畜産物の安定的な生産出荷が図れるような、そういった農業政策も必要であるという危機感も十分あわせて持ち合わせておるつもりでございます。

そういうような状況の中で、これから関係者の方々といろんな御協議をしながら、この対応をしてみたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。
議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終結いたします。

午後1時まで休憩します。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第4

議長（脇本茂紀君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、道法知江さんの登壇を許します。

6番（道法知江君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行ってまいりたいと思います。

本日は、議会中継がタネットの放送により行われております。開かれた議会を目指し鋭意努力を重ねてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

平成23年6月第2回定例議会一般質問をいたします。公明党の道法知江でございます。よろしくお願いをいたします。

1、大震災の教訓、竹原市の防災対策についてお伺いいたします。

東日本の広大な沿岸部を襲った大地震は未曾有の危機をもたらしました。観測史上最大のマグニチュード9.0という地震、三陸沖を襲った巨大津波、さらに津波によって引き起こされた福島第一原発事故による放射能の問題。チェルノブイリ原発事故と同様、レベ

ル7に引き上げられました。さらに、農産物・水産物の風評被害、そして電力不足で日本じゅうが大きな危機に直面しています。大震災から3カ月を迎えた今でも、避難所生活をされている方が9万人を超えています。

そもそも、昨年6月に津波対策推進に関する法律案を自民党と公明党が大災害を想定して提案した法案に対し、菅総理は全く無視していました。これは許しがたい事実です。被災地に訪問した総理に対して、一晩でもここで寝泊まりしてみてくださいと言っていた被災者の叫びをどのように受けとめたのか、人々を絶望の縁に追い込むような、これほど冷酷で情け容赦もない政治は歴史上の大汚点です。菅政権の無策には、国民の怒りは頂点を超えて、即刻退陣せよとの声が高まってきています。

今回のような大震災を経験して、住民の生命を守るために何ができるのか、何をしなくてはならないのかが問われます。震災対応の中では、改めて首長の役割がいかに重要かが確認されました。日本じゅう、どこにでも起こり得る想定外の災害について、次の項目に分けて質問をいたします。

①学校耐震化の現状と課題は何かをお伺いいたします。

子供や地域住民の安全を守るため、学校の耐震化は欠かせません。

今回の大震災でも、600以上の学校が避難場所になっていました。避難場所として活用できる学校が多かったことから、改めて耐震化の重要性が認識されています。屋内運動場も含む学校耐震化率100%はいつごろ実現されますか。現在の進捗率と今後の計画をお示してください。

②防災教育は行われていますか。その内容をお聞かせください。また、東日本大震災を教訓に再検討をされるお考えがあれば、その計画を教えてください。

③ハザードマップ、防災計画の見直しは検討されましたか。

近年、集中豪雨による土砂災害、山崩れ、がけ崩れ、河川等の増水はんらんが心配されます。定期的な現地調査はどのようにされていますか。

④危険地域認定されている避難場所や避難経路は安全ですか。危険地域の見直しは検討されますか。

⑤備蓄の飲料水、食料は現在どれくらい確保できていますか。

⑥緊急災害時、障害をお持ちの方、弱者の方への通報は迅速に伝わりますか。

⑦被災者支援システム導入。

被災者支援システムとは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫

県西宮市が独自に開発した被災者支援システムです。災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から避難所、仮設住宅、救援物資、倒壊家屋、復旧、復興管理など、一元的に管理できるシステムです。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめ細やかな被災者支援が求められます。中でも、家を失った住民が生活再建に向けて、なくてはならないのは罹災証明書です。震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識をお聞かせください。

被災者を苦しめているのは、災害によってこうむった甚大な苦痛もさることながら、先が見えない閉塞感や申請がなければ対応しないとといったような硬直した官僚主義です。被災者支援システムの導入は既に準備されていますか、お伺いいたします。

改めて、平時から災害時に、住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっています。未曾有の大災害から何を学びどのように実行に移されるのか、具体的にお聞かせください。

2点目についてお伺いいたします。

夏を乗り切る節電と教室の暑さ対策。

この夏、広く節電の取り組みがなされる中で、気象庁は熱中症への注意を呼びかけるため、7月中旬をめどに予想最高気温に基づく高温注意報を発表すると表明しました。おおむね35度以上になることが予想される場合に高温注意報を発表するとしています。

昨年の夏、日本各所で連日猛暑に見舞われ、観測開始以来113年間で最も高く異常気象と認定されました。ことしの予報は、ほぼ例年どおりではないかとの予報ですが、温暖化は着実に進んでいます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

- ①市内にある気象観測所はどこに設置されていますか。
- ②学校の教室や保育所、幼稚園で、教室の温度をはかっていますか。
- ③気象台発表の気温と実際の教室の温度に差はないですか。
- ④公共施設などで行われている緑のカーテンによる効果を数字にあらわして、もっとアピールするべきではないでしょうか。

⑤公共施設の節電と暑さ対策、熱中症対策はどのように検討されていますか。

以上の点についてお伺いいたします。

この夏、エアコンの使用半減を目指す家庭が8割と調査が出ています。本市におきましても、懸命な知恵と工夫で節電対策、暑さ対策に取り組んでいただきますようよろしくお願いをいたします。

壇上での質問は以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を求めます。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 道法議員の質問にお答えをいたします。

1点目のうち、学校耐震化及び防災教育に関する質問については、教育長がお答えをいたします。

ハザードマップ、地域防災計画の見直しについてであります。まず本市の地域防災計画は、市内各地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、竹原市、広島県及び防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧などの防災対策全般にわたり必要な対策を定めたものであります。

この地域防災計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画に沿った内容で、地震や津波の被害想定も国のデータをもとにしております。国においては、このたびの東日本大震災を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会を中央防災会議に設置し、地震・津波被害の把握・分析や被害想定のある方などを取りまとめ、秋ごろをめどに防災基本計画の見直しを行うこととされています。

広島県においても、国の動向を注視しつつ、現行の地域防災計画を検証するプロジェクトチームを設置し、被災地に派遣した職員の報告を踏まえ、現行計画で必要な見直しを行うこととされております。本市におきましても、災害時において、広島県及び防災関係機関と連携し迅速で効率的な応急対策がとれるよう、国や県の防災計画などの修正に基づき見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップにつきましては、平成16年の台風16号及び18号による高潮浸水被害を初め従来の被災状況を教訓に、平成17年に高潮ハザードマップを、また、過去に賀茂川で多大な被害が発生した経験を踏まえ、賀茂川、本川がはんらんした場合を想定した洪水ハザードマップを平成20年に作成いたしました。

このハザードマップの見直しにつきましても、本市の地域防災計画の見直しに呼応して検討をする必要があると考えております。

現地調査につきましては、本市が管理している道路・河川・樋門・ポンプ・急傾斜地な

どの日常的なパトロールや施設の点検を行っているところであり、さらに、避難場所や避難経路につきましても、地域からの情報などにより、災害の未然防止に努めているところでもあります。

次に、備蓄の飲料水、食料の確保についてであります。大規模災害が発生した場合、発災後3日間は、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等などにより、平常時の経路による供給や外部からの支援が困難となる可能性があることから、この間の食料・飲料水等の生活に必要な物資の備蓄が必要であるとされています。

備蓄物資については、まずは、各家庭において食料、飲料水及び生活必需品などを可能な限り備蓄していただくことが重要であることから、これまで広報紙などを通じて啓発を行っているところですが、市では、独自で物資の確保が困難となった被災者に対し、円滑な応急対策を行うために必要な物資を備蓄するよう努めているところでもあります。

本市では、県の災害応急救助物資備蓄調査検討報告に基づく市町ごとの備蓄必要量を参考として、家屋被害や断水に伴う非食料備蓄者が、災害発生直後から県からの支援が始まるまでの2食分約2,000食、飲料水約3,200リットルの備蓄を目標に整備計画を定めております。

この計画では、被災して3日目以降は流通在庫や広域支援等によって対応が可能と想定し、それまでの2日分の食料や生活必需品などを本市と県で1日分2食ずつ備蓄し対応するものとしております。

現在の備蓄量につきましては、東日本大震災で被災された地域へ物資を支援した後に備蓄したものであります。アルファ化米200食、クラッカー360食、飲料水3,000リットルを備蓄しているところであり、今後とも災害時に備えて年次的に整備を進めてまいります。

次に、高齢者や障害者などの災害時の対応につきましては、竹原市民生委員児童委員協議会において、「災害時一人も見逃さない運動」の具体的な取り組みとして、災害時巡回票を作成し、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害者のいる世帯、病弱者のみの世帯などについて常に担当地区の把握に努めているところであり、本市と連携をして対象者への対応を図ることとしております。

また、災害時の情報伝達手段として、いち早く市民の方へ防災情報などをお知らせする防災情報等メール配信サービスを6月1日から開始しているところでもあります。

本サービスは、高齢者や障害者など、いわゆる情報弱者にも使いやすいシステムとして

開発しており、聴覚に障害のある方や外国人への対応として、6カ国語による文字情報を、また視覚に障害のある方へは音声による情報伝達を行っているところであります。

また、メール配信は端末機器に記録として残ることから、確認も操作も容易であり、テレホンサービス以上に情報弱者にも優しいシステムだと考えております。

こうした新たなシステムに加え、災害時には、従来どおり消防や警察など、防災関係機関と連携をして広報を行うとともに、自治会などにおける連絡網などさまざまな情報伝達手段を活用しながら、できるだけ多くの人が災害情報を得られるように努めてまいりたいと考えております。

次に、被災者支援システムについてであります。今回の東日本大震災の状況が報道されるに当たり、被災者支援対策は避難所の開設、救援物資の支給、被災家屋調査や罹災証明発行、義援金・見舞金の配分、仮設住宅建設、支援情報の伝達など多岐にわたっております。

これらの対策を実効性あるものとするためには、情報収集とその分析と活用が速やかに対応できる体制整備が必要であり、その基礎となるのが、非常時における適切な意思決定や資源配分に対する正確な情報の一元化であります。

御質問の被災者支援システムは、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、兵庫県西宮市が独自で開発した震災関連業務の支援システムでありまして、全国の自治体に無償で公開・提供されているものであります。被災者の被災状況が管理でき、安否情報の把握や避難所情報の管理、証明書の発行や義援金の交付処理など、災害発生時に行政が担う業務を支援するものであります。

しかし、このシステムは、各自治体で構築しているシステムでは稼働しない場合があり、そうした際には、システムの改修や新たなシステムの導入が必要であることから、このシステムのプログラム構成など、本市のシステム構成や住基ネットとの連動の可否など詳細に検討する必要があると伺っております。

災害時における被災者支援につきましては、迅速・的確かつ円滑な対応が重要であり、より有効なシステムについて、西宮市の「被災者支援システム」を含め、本市に適したシステム化のあり方について、調査研究してまいりたいと考えております。

このたびの東日本大震災を受け、災害時に対する事前準備の重要性を改めて認識したところであり、住民に対し、地域の危険箇所や避難場所・避難経路の確認など、日ごろから突然の災害に備えていただくよう、引き続き防災意識の高揚を図るとともに防災対策の充

実に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。広島地方気象台の気象観測所は、本市では忠海床浦に設置しております。昨年、同観測所の観測結果において、35度以上の猛暑日は観測されておりませんが、8月には30度以上の真夏日が28日、月平均気温が27.7度、最高気温の平均値は31.5度と、昭和54年の気温観測開始以来、最も高い値であり、過去3年間で比較しても、月平均気温で1.2度から1.8度も高い観測記録が出ております。

竹原市内保育所、幼稚園、小・中学校では、園児、児童・生徒が日常的に過ごすことのできる教室に温度計を設置し、熱中症の発生が予想される時季には、担任が毎日気温の測定を行っております。

気温は、地域や測定場所などの諸条件によりかなりの差異があることを前提に申し上げますと、一例ではあります。猛暑であった昨年、9月1日から8日までの土日を除く期間、1日のうちで最も気温の高くなる時間帯の教室での気温を記録しております。その記録によりますと、この間に測定したすべての教室の気温を平均したものは33.2度でありました。また、この間の気象庁発表による竹原市の最高気温の平均は32.6度でありました。

次に、緑のカーテンについてであります。竹原市地球温暖化対策実行計画に基づき、市役所本庁舎、市民館、福社会館、保育所、公民館、学校などで、緑のカーテンの取り組みを本年度も実施しております。

その効果についてであります。昨年度学校緑化推進事業において、校舎壁面に緑のカーテンを実施した学校で、その効果を検証するため、緑のカーテンのある教室とない教室での気温の違いを調べたところ、約1度から2度の差が認められました。気温の差はわずかでしたが、生活環境の向上においては効果があったものと考えております。また、こうした事業の成果を市広報に掲載し、広く市民に対して地球温暖化防止について啓発をいたしました。

今後におきましても、引き続きアンケート調査を実施するなど、緑のカーテンによる効果を検証し、市内全域の公共施設で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共施設の節電についてであります。竹原市地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き電気使用量などの削減に取り組んでまいります。具体には、例年実施してい

るクールビズを5月16日から10月31日まで期間延長するとともに、緑のカーテンを設置することでエアコンの使用を抑えるように努めてまいります。また、節電ライトダウン2011にも参加することとしており、6月22日と7月7日の2日間はライトダウンに取り組んでまいります。

熱中症対策につきましては、市民一人一人が正しい知識を持って、「暑さを避ける」「服装を工夫する」「小まめに水分を補給する」などの予防を心がけることが大切であり、広報紙やホームページなどで周知を図ってまいります。

なお、各学校では、実態に応じて扇風機をふやすなどの対応を行い、保育所においては、3歳未満児室と一部の保育室に空調機を設置しております。

また、児童・生徒に水筒を持参させたり、スポーツドリンクの持参を認めるなど、実態に応じた対策を講じるとともに、保育環境の向上のため、保育室などに空調機の設置を段階的に行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 学校耐震化の現状と課題について、私からお答えいたします。

学校施設は、子供たちが1日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であります。

学校施設の耐震化は、国・県においても急務とされており、本市でも学校の耐震化に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

一方、本市の耐震改修促進計画につきましては、国の方針、広島県の耐震改修促進計画に基づき、その期間を平成21年度から27年度までの7年間を目標とし、大地震発生時における建築物の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、新耐震基準導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的に策定されております。

現在、学校施設の耐震化については、幼稚園、小学校、中学校の16施設で、避難場所を含め42棟あり、そのうち、耐震性のある建物が27棟あることから、64.3%であります。

今後も、学校施設につきましては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を踏まえ、緊急性を考慮しながら、耐震化を鋭意推進してまいりたいと考えております。

次に、防災教育の実施状況についてお答えいたします。

まず、防災教育は、自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとにみずからの安全を確保するための行動を迅速にとれる行動を育成することをねらいとするものです。

また、災害時に他の人々と助け合いながら困難な状況に立ち向かうとともに、みずから進んで災害ボランティアとして活動できるような態度や能力を育成することや命のとうとさ、思いやりの心など人間としての生き方を考えること、被災者の思いに共感する心を育てることなども防災教育のねらいとされるところでございます。

本市においても、各学校において避難訓練などの防災安全教室を実施して、みずからの安全確保を図る能力を育てたり、総合的な学習の時間に地域安全マップを作成することで地域の危険箇所を理解して日常的な防災意識を育てたり、道徳の時間を通じて被災者の思いに共感できる心を育てたりするなどの取り組みを行っております。

このたびの東日本大震災を教訓に、既に、各学校の避難経路を見直すとともに、海岸に近い学校においては新たに津波を想定した避難訓練を計画し、既に実施した学校もあります。

教育委員会としましては、このたびの教訓を生かすべく、いかなる状況に際しても児童・生徒の安全確保が図られるよう、学校の危機管理体制の確立に向けて指導を徹底してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） それでは、自席にて再質問を行ってまいります。

まず、毎日毎日新聞では、東日本の震災の被災者の方々の数が、亡くなられた方、行方不明者の方、そして今なおいろいろなところに避難されて転居されている方の数が毎日新聞に載っております。きょうの中国新聞では、死者が1万5,467人、行方不明者が7,482人、そして避難、転居者が12万4,594人となっております。また、こういった方々の被災された方々に、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

そして、政府の被災者の今の現段階における生活支援の調査では、先ほどにありましたように、避難、転居、いわゆる避難者が、何と全国へ12万人を超えているという数が載っております。もう3カ月たっておりますけれどもいまだにというか、日にちがたてば

たつほど今回の大震災の悲惨な惨状というものがいまだに脳裏に焼きついているのではないかな、被災された方々の本当に心の中にはもう取り返しもつかない、夢であってほしい、そういった思いが日にちがたてばたつほど強くなるのではないかなというふうに思っております。

実は、私も3月11日に震災が起きて、ちょうど4月9日と10日に現地に行っていました。東北新幹線は那須塩原までしか通っておりませんでしたので、そこまで東北新幹線で行って、そしてレンタカーを借りて名取まで行き、そこから下におりて仙台空港のほうまで行きました。目的地は石巻でありました。東北新幹線に乗っているときはさほど余り実感はなかったんですが、レンタカーに乗りかえて名取に行きますと、そこはインターチェンジをおりてからなんですが、もう両サイドとも本当に人がいるような気配が全くないといったような、もう本当に大惨事。もう運転しながらも、息をのむというのはこういうことなんだっていう思いをしました。茫然として言葉がないというのはこういうことなんだなということで、改めて震災の厳しさ、ひどさ、残酷さを目の当たりにいたしました。仙台空港も壊滅状態でした。途中、路肩のほうに車がひっくり返って、そして船舶もまるでひっくり返ってぐちゃぐちゃになっていて、信号機もくの字に曲がっている。そんな状況を目にしながら、石巻第二小学校まで行きました。そこでボランティアのお手伝いをさせていただいたんですが、何とすばらしく高校生が一生懸命ボランティアをしていました。私が聞いた御家庭では、家族全員助かったんだけど家全部のみ込まれたと、そう言われておりました。もう周りが瓦れきで埋め尽くされていたので、通れる道もないと。車があってもガソリンがない、そういう状況でした。

石巻の日赤石巻病院に行ったんですけれども、そこも実は人工呼吸をつけていた63歳の女性の方なんですけれども、呼吸器が停止。これは電気も通っていないという状況だったので、残念ながらお亡くなりになられたということですね。そういうことが本当に悲惨な状況を目の当たりにいたしました。亡くなった方のことを思いますと、生きて残った人たちが、私たちが負けたらあかんと、そういう思いで頑張っているんだという声をお聞きさせていただきました。車でレンタカーの道中、ラジオでは、0.006ミリシーベルトとか言って、地域ごとに、町ごとにラジオでそのミリシーベルト、ミリシーベルトということで放射線量をずうっと言われるんですね。何とこういうことって本当にとんでもないことが起きたんだなあということも感じましたし、これは戦争と同じような悲惨な状況なんだなということをも痛切に感じました。それとあわせて、政府の無策ということに対して

は腹立たしさを感じております。

しかし、現実に戻って、今回の一般質問の中でも、せめてもこれは対岸の火事ではなく私たちにもいつ起こり得るかわからないということでもございますので、大震災の教訓を受けて竹原市の防災対策についてお伺いをさせていただきたいと思いました。

答弁の中に、中央防災会議の答申を受けて、そして防災基本計画の見直しを行うという御答弁をいただきました。当然のことながら、国や県の防災計画の修正に基づいて見直しに取り組むというのはわかるんですけども、ではこの間に、既にもう3カ月過ぎておりますけれども、本市としての対策は、また本市としての見直しはどのように行われてきたのか、その3カ月間。例えば、今なお地震とか津波だけではなく集中豪雨による土砂災害が大変に危惧されております。地域ではないと土砂災害も把握はできません。国が、県が把握するものではない。地元の住民の方々、そして自治会の方々、あるいは消防団の方々が、一番現場をよく知っていらっしゃるのではないかなというふうに思います。

どんどんいろんな意味で環境が変わってきております。竹原市も竹が非常にふえていて、この竹というのは地震には強い。横に広がり根が広がるので地震には強いと言われておりますが、ふえ過ぎて実は困っている。樹木がふえるのではなく竹がふえているということで、竹の根は横に伸びていくだけで実は下に行かないので地盤が非常に悪い、弱い、土砂災害の危険が増すということをよく聞いております。このようなことも現実には心配な箇所というのは竹原市内じゅうどこにでも見受けられると思っておりますが、専門家に聞いて本市独自で調査して総点検すべきではないかというふうに思います。その点についてお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

地域防災計画の見直しについての御質問でございます。

先ほど市長が御答弁申上げましたように、本市におきましてもこのたびの東日本大震災を受けまして、地域防災計画の見直しの必要性はあるというふうに考えております。本市の地域防災計画につきましては、国の防災基本計画に沿った内容で作成をしております。地震あるいは津波のデータに関しましても国のデータをもとにしております。秋ごろ、国、県のほうで見直しをされるということでもございますので、それにおくれることなく見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、これまでの間でもございますが、こういった震災を受けまして、消防関係機関であ

りますとかそういった防災の関係機関と連携して、本市の地域の実情に合わせた必要な見直しということも検討は行っている状況でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） その検討が行われているということを知りました。どういった検討会をお持ちで何回ぐらい震災後に検討会を持たれたのかどうか。それもあわせてお聞きしたいと思います。まるで官僚主義、上から来るのを待っている。国から、県から来るのを待っている。それではなく、竹原の中で何が危険なのか、何か心配されるのかっていうことを取りまとめていただいてもいい時期ではないかなというふうに思います。私が心配なのは、国とか県のそれを待ってということであれば、秋以降になると思います。このタイムラグというのは、非常に長いのではないかな。今既にもう梅雨で、九州でも豪雨で大変な災害が起きています。いつ何どき竹原市もそういった土砂災害に見舞われる危険性もないとは言えないのではないかと思いますけれども、現在見直しを行っているというふうにおっしゃいましたので、どういう機関、どういう機構で、機構というんですかね、審議会とかそういったところでされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 見直しの御質問でございます。

まず、こういった災害が起きたときに、やはりいち早く消防ですとか消防団、そういった防災の関係の機関との連携というのが非常に重要になってまいります。定期的にこれまでも会合等は行ってきているところがございますが、その後今年度に入りまして、現在までは2回ほど会合と申しますか、そういった会議を行わせていただいております。そういった有事の際には連携して、何かあったときにはいち早く連携していこうということで会議を行ったところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ありがとうございます。

ちなみに、新聞に載っていましたが、三原市も日常活動からということで土砂災害防止、護岸の点検等整備事業も尾道市の防災会議でもう既にやっている。三原市では、見直し検討部会、避難体制強化などを検討している。東広島市では、土砂・浸水マップの改定に向けて、震災を受けて津波区域までも拡大するということがもう既に載っております。竹原市もおくれをとらないようにいち早く再検討をしていただきたいなど。そして、

より万全を期すという意味で、今までにない想定外ということを念頭に置いて改めて検討をしていただければなというふうに思っております。

次に行きたいと思います。

備蓄のところなんですけれども、県の災害応急救助物資備蓄調査検討、長いんですけど、県の災害応急救助物資備蓄調査検討報告に基づく備蓄の必要量ということで、2食分の約2,000食が県から支援が始まると。これは、もう発生したときということだと思うんですね。そうでなく、自力で竹原市内の中で備蓄をしないといけないという食料の数というものもあると思うんですが、本市と県で1日分2食ずつ準備されている。これ大体想定をどれぐらいの人数というんですかね、対象人数。人口3万人切っておりますけれども、そのうち例えば本当に直接災害に遭われた方が3,000人いたと。そうした場合の数になると、アルファ化米の200食っていうのはとんでもない足りない数だと思うんですけども、どういった人数というふうに考えられますか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

備蓄に関する御質問でございます。

まず、この県の調査報告書でございますが、これは広島県内において地震の被害を一定に想定をして、備蓄の計画について調査をされたものでございます。その内容につきましては、まず広島県におきましては、今後30年以内に発生する確率が高いというふうに言われています安芸灘から伊予灘地震、これを想定いたしまして備蓄計画を策定をしておるものでございます。

それから、想定する人数でございますが、住宅あるいはライフラインの被害によりまして県内の避難所生活を送られる、避難される方を約12万人というふうに想定をされ、このうち竹原市におきましては避難者を1,500人というふうにされています。この避難者の中には、直接家屋等の被害はないんですが、断水等によりまして避難所へ避難されるという方も含んでおまして、一定には生活必需品ですとか食料、飲料水は持ち込みが可能という方で、そういう方については備蓄対象者数からは除いております。それで、そういったものを除いて、食料あるいは飲料水が必要な方というのが1,000人というふうに見込んでおまして、1日2食で2,000食、1日2,000食を備蓄するという計画を定めているものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6 番（道法知江君） わかりました。

それと、防災情報メール、6月1日より配信サービスが始まりました。答弁書のほうには、例えば民生委員の方とか民生児童委員の方の協議会においても、災害時一人も見逃さない運動の具体的な取り組みとして災害時巡回票を作成して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者のいる世帯、病弱者のみの世帯について担当地区の把握に努めているところだと。本市と連携して対象者への対応を図るといふふうに書かれております。幸いにして、防災情報メール配信サービスが6月1日から開始された。ということになりますと、災害時の情報手段とすると、災害弱者といわれる方々にやはりいち早くお伝えしていくべきではないかなと思うんですが、このメールを使われる方、携帯電話を持っていらっしゃる方はかなりの数普及されておりますけれども、実際にメールを使って民生委員の方、または民生児童委員の方、これがQRコードをとって、そして緊急の状況を把握できるかどうか。それで、障害者の方とかひとり暮らしの方に即お伝えすることができるかどうか。そこをちょっとお聞きしたいというふうに思っております。答弁ではそうということになるのかなと私は思ったんですけども、きちんとお伝えすることが可能なかどうか。また、その民生委員、児童委員の方も、高齢化されていらっしゃるのではないかと私は心配なんですが、しっかり携帯からメールを受信してそういった災害弱者、情報弱者の方にお伝えするという、そういったことはできるのかどうかお伺いいたします。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） 民生児童委員協議会の災害時一人も見逃さない運動ということでございまして、竹原市の民生児童委員協議会の独自の取り組みとして災害時の巡回票、こういったものをつくっております。それで、その中で日常活動の中でひとり暮らしの高齢者であるとか高齢者のみの世帯、あるいは障害者のいる世帯等々につきましてこういったカード化にいたしまして、メールの情報だけでなしに災害情報、これは災害が起きるといふ状況になってきますと災害対策本部等とも含めて市のほうで対応が図られていくわけでありまして、そういったことが民生児童委員と、あるいは地域の消防団、あるいは消防署、自治会等々との連携の中で対応が図られていくと、こういったこととございまして。そういった意味で、災害時におきましては、そういうそれぞれの地区におきまして地元のそういった消防団や自治会、あるいは消防署、対策本部などとも連携をしながら対応を図っていっていると、こういったこととございまして。

議長（脇本茂紀君） 6 番。

6 番（道法知江君） 総務課長はそれでよろしいですか。同じ答弁でよろしいですか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

それでは、少し補足を。メールの関係につきまして補足の説明をさせていただきたいと思えます。

このメール配信サービスにつきましては、まずこのサービスを利用するに当たりましては携帯電話ですとかパソコンですとか、そういった受信端末と申しますか、そういう機器が必要になります。携帯電話につきましては、既に国内におきまして、これは総務省のほうの統計でございますが、約90%以上の方がもう備えておられるというようなことでございますので、一定にはその世帯の中でどなたかは携帯電話をお持ちだというふうに考えております。しかしながら、携帯電話を所持されていないという方もいらっしゃいますので、あらゆる情報伝達の方法というのは必要であろうかというふうに思います。

それで、このメール配信サービスにつきましては、やはりこれから登録をしていただくということが非常に重要になってくると思えます。携帯電話をお持ちの方はたくさんいらっしゃるわけですが、登録していただかないと情報も届かないということでございますので、民生委員さんとか自治会等、そういうお集まりをされるような会合にできるだけ行きまして、こういった登録について呼びかけを行っているという状況でございます。そうしたことで、また情報弱者へも、そういった災害情報がいろんな方から伝えていけるようにというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6 番。

6 番（道法知江君） ありがとうございます。

障害のおありの方にちょっとお伺いしたんですけれども、確かにリアルタイムの情報なので非常に助かるということを言われておりました。ただ、例えば福祉会館前が通行どめと言われてもどこが入り口なのかがわからないと、障害をお持ちの方がそのように言われておりました。1次情報から2次情報、2次元的、3次元的にと、次から次へとやはり考えていかなければいけないということを強く訴えられておりました。社会参加が十分でない障害をお持ちの方なんです。だから、そういったいわゆる情報弱者と言われる方々にどのように早く迅速に伝えるかによってはとうとい命を守ることはできるのではないかと思いますので、ぜひ民生委員の方、また民生児童委員の方のメールの受信ですね。メールを配信をしていただけるような方向で、先ほど総務課長も言われましたけども、両方の課

と協力していただきながら推進をお願いしたいと思います。

江田島市では、看板を設置されているそうです。その災害に応じた避難場所の看板を設置されていると。これですので、常にそこを通られる地域の方、また子供も、ここが避難場所なんだ、こういうときにはここに避難するんだっていうことが日常の中でもう脳裏に焼きついて、目に訴えられて理解ができると言われております。ハザードマップとか災害の地図とか、そういうものがあってもそのときだけなんです、実際は。だから、一番大切なことは、御自分がどこに行けば、どういった災害のときにはどこに避難するのかということを各自が自覚するのも当然なんですけれども、殊に災害弱者の方々に対しては手厚くいろいろなあらゆる方法で、先ほど総務課長が言われたように、たくさんの情報がきちっと正しい情報が伝わるようお願いしたいと思います。

次に行きます。

被災者支援システムについてお伺いいたします。

これ、答弁にもいただいているんですけども、答弁書の3ページ、一番下のところにあります。全国の自治体に無償で公開、提供されています、もう既に。じゃあいつこういうものが無償で提供されたのか。阪神・淡路大震災の教訓を受けて、もう配信されております。何とこれ、私の間違いかもしれませんが、2009年にはもう配信されていると思うんですね。

では、2009年以降、阪神・淡路大震災や中越地震がありました。そういった日本各所に壮絶な被災者も出て亡くなられた方もいたと。そういったことを受けて、新しくその阪神・淡路大震災のときに、その災害を受けたさなかに西宮市の職員が必至な思いをしてつくられたのがこの被災者支援システムなんですね。決して余裕があって、時間があって、本当にITの専門家でということではないそうなんです。特にコンピューターに精通した職員ではなかったと。この悲惨な状況を見て、いち早く同システムを立ち上げたということなんです、これを全国に既にもう配られているんですよ、各自治体に。じゃあこの2年間、これ実際あるんですかね、このCD-R、被災者の状況がすべて管理できるというこういったシステム。こういうものは実際に届いているんでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

被災者支援システムに関する御質問でございます。

被災者支援システムのこれはプログラム、ソフトでございますけれども、これが届いて

いるのかという御質問でございますが、これは総務省のほうから、当時の被災者支援システム、このシステムについては改修を重ねておられますので、その配られたときはバージョン2でございますが、これを総務省のほうから平成21年1月に全国の地方公共団体にCD-ROMで配布をされています。本市にもいただいております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） そういったすばらしいものがあるわけなんですよ。被災者支援システムということでこういったすばらしいものがあって、何と今5月26日現在で300自治体に達しているそうなんです、その情報を入手して。

災害時の発生の際に、それは当然何よりも人命救助が大事なんだと。けれども、その後被災者の今度は支援が求められると思います。今回の東日本大震災においては、罹災証明がなかなか取れないということがありました。この被災者支援システムでは、あらゆる先ほどの答弁書にも丁寧に書いていただいておりますけれども、被災の状況等、仮設住宅が必要な方にはとか救援物資の支給とか、また義援金とか罹災証明書の発行、倒壊家屋のその現状とか避難所の開設等々、被災者支援というのは本当にたくさんの対策を打っていないといけないと思いますが、新たに一から立ち上げる必要のないシステムがあると。これどうされます。こういうのをぜひ活用されていこうというふうなお考えがあるかどうかお聞きしたいと思うんです。これは当然総務課だけではなく、全庁を挙げて全職員がいざというときに、総務課とか情報推進室だけが使うのではなく、どの職員でも一同に使えるような操作を訓練して、そして進めていくという方法はとれないのかなと思うんですけれども、そのことについて伺います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

被災者支援システムでございます。

これは、現在まで実は詳細に検討は行っておりませんが、と申しますのも、このシステムを導入するに当たりましては、本市で今現在運用をしておりますシステムと全く違うハード、ソフトが必要となってまいります。新たにそういった機器、あるいはソフトの導入の必要があるということから現在まで詳細には検討はしておりませんが、このプログラムソフトにつきましては無償で公開、提供されておることでもございまして、独自で開発するよりかはかなり安価に導入できるというメリットもございますので、このシステム

の導入について今後詳細に調査研究してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ちなみに、システムの導入費用、埼玉県桶川市7万5,000人いるとこの人口が、システム使用料21万円。福井県敦賀市6万7,000人人口、40万円です。杉並区52万円です。調布市21万円、これで済んでいるんです。サーバーの問題等々あると思いますけれども、そんなに多額な金額ではない。大切な大切な市民の皆さんの生命と財産を守ると常々市長がおっしゃっております。ぜひ、被災者支援システムの運用を積極的に開始していただきたいなと思いますが、極めてこのシステムは平時に導入していただかないと間に合わないんです。ですから、平時に導入して運用していくことが極めて有益だと思いますが。市長、御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 先ほど総務課長も御答弁申し上げましたが、諸条件をクリアした上で当然安価なシステムでシステム開発の経費を考えれば非常に有益であるというふうな認識をしておりますので、早急に調査研究をした上で検討をしてまいりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 前向きな答弁ありがとうございます。調査研究といえども、迅速な行政サービスの提供に必ず威力を発揮します。行政も住民も助かるということが被災者支援システムでございますので、いち早く導入をしていただきたいと思います。

総務省のほうに確認をとらせていただきましたら、東京都では中越沖地震のこのときの開発されたソフトを使う方向で検討をされていると言われておりました。民間に委託してもそんなに大変な金額ではないというふうに、こんなことも総務省のほうでは言われておりました。皆さんの手元のほうに朝日の夕刊、5月26日に被災者支援システムのことが新聞の記事に載っておりましたので載せております。いち早く、平時のときの準備ということをお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

2点目の質問なんですけれども、これは教育委員会だけではないと思いますので、お答えできるところの部署がありましたらお答えいただければと思います。夏を乗り切る節電と教室の暑さ対策なんですけど、まず気象観測所はどこに設置されているかということをお

聞きしておりますが。済いません、どこに設置されているかっていうことは職員の皆さんおわかりだと思うんですが、正直言いまして職員の方の中にも気象観測所がどこに設置されているかっていうのがわからない方もいらっしゃるそうなんですが、気象観測所は忠海高校の海岸部にある企業の芝生の上ということですね。そして、この気象観測所で観測された場所の状況ですけれども、照り返しのない芝生の上、そして風通しのよいところ、白塗りの百葉箱で、つまり涼しいところではかられた温度ではないでしょうか。このことが学校の教室の、例えば南側の風通しの悪いところの温度と気象観測所の温度と一致するのかどうか。昨年の猛暑でもありました。19名ほど熱中症の疑いがあるということで、昨年は搬送されております。そういったことも踏まえて、35度を超える暑い日が、実はその気象観測所のデータでは去年は1日もなかったと言われるんですが、とある道路を歩いて温度計いろいろありますけど、もうびっくりしますよね、36.5とか。じゃあこれと学校の教室の南側、風の通しの悪いところの温度と。それを見てどのように判断をされるのかな。また、毎日温度計というのをはかってらっしゃるのかなということを再度お伺いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 教室の温度を毎日をはかっているのかという御質問でございました。

平素熱中症が予想されるような日には、担任が教室できちっと温度をはかりまして対応を考えておるところでございますが、平素からいつものようにすべての教室ではかかっているかというところではございません。今回お示しさせていただきましたデータにつきましては、ある学校の1年生から6年生まで、すべての学級の温度の平均を出させてもらったものです。1階の割と日陰の涼しい教室、それから3階部分の日当たりのいい教室というところでは非常に大きな差がございました。こうしたことから、実態に応じた熱中症対策等をはかってまいらなければならないというふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 学校保健法では、30度を超えるということは、これは適正な教育環境なのかどうか。答弁書のほうには、土日を抜かした1週間の温度をはかったというふうに答弁の中には書いてあったんですね。7月から暑い日はあります。9月に入っても暑い日はあります。夏休み中にはかれとは言いませんけれども、毎日まず温度をはかっていたら、教室の温度、どうなのかということを、まず本当の現実を認識をしていただ

きたいなというふうに思います。

それとあわせて、答弁書のほうの5ページのところなんですけれども、緑のカーテンについて質問をさせていただいています。緑のカーテンのある教室とない教室での気温の違いを調べたところ、約1度から2度の差が認められました。気温の差はわずかでしたがと書いてあるこの「わずか」ということが、「わずか」ということはないのではないか。1度下げようと思うたらどれだけの電気料がかかって、またいわゆる企業ではその1度にしのぎを削るということがあると思うんですけれども、緑のカーテンの効果、そして市内全域公共施設でまた実施して取り組んでいただけるような方向でということと答弁をいただいております。今後、ますます緑のカーテンを進めていっていただけるようなことがあるかどうか。そして、適正な温度というものを保ちながら、子供の学校教育、学校関係に、日ごろの環境教育をしっかりとさせていただきたいなと思うんですが。

例規集、この条例の中に書かれてありましたので確認をさせていただきたいと思うんですが、環境基本条例の第17条では、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めると書かれております。括弧して、環境の保全に関する教育及び学習の振興等もというふうなことも書かれておりました。また、同じ環境基本条例の21条では、市は環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のために環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるということが、以上書かれておりましたので、しっかりと緑のカーテンに挑戦していただくところをふやすように、学校教育のほうでも取り組んでいただきたいと思います。

6月22日と7月7日というのは、これは環境省のほうから08年から行われておりますけれども、クールアース・デー、地球温暖化防止の日ということで宣言されております。答弁書、6月22日と7月7日の2日間はライトダウンに取り組むと書いてありますが、ことしは節電でもっとしないといけない。正式に言いますと、環境省のほうからは6月22日から8月末まで電気の節電に取り組もうということが書かれております。これ認識の違いというのがあると思いますので、訂正をしていただいてホームページ等に載せていただきたいと思います。

熱中症につきましては、それぞれ学校等、また個人においても、しっかりと小まめに水分をとる等、していただかないといけないと思いますけれども、熱中症で倒れることのないように。また、職員の皆様も何%ぐらい削減をしていこうとかという考えがおありかと思

うんですが、電気の消費量を抑えるということになって、それで熱中症で倒れるというようなことのないようにしていただきたいと思います。

学校教育のほうにちょっと再度戻させていただくんですが、学校耐震化のことなんですが、これはいろいろ皆様から説明をいただいておりますが、学校耐震化の100%というのはいつ達成できるのでしょうか。答弁書の中に、27年度まではというふうに書かれております。学校耐震化の課題は何なのかということをお聞きしたいと思います。

それと、2点目に、64.3%は竹原市内耐震化は済んでおりますよと言われておりますが、全国平均は今既に幾つなのか、県平均はどれぐらい耐震化が進んでいるのか。それと、100%に向けてスピードアップできないのか。これは避難場所ということもありますので、お聞きしたいと思います。

また、学校統廃合等適正配置ということも当然進めていかなければならないと思いますけれども、まずこの3点ですね。学校耐震化の100%、課題と、そして耐震化率をお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育振興課長、答弁。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 学校耐震化の件でございますけれども、学校施設の耐震化の重要性につきましては、子供たちの安全を守るという観点からも、また災害時には避難場所になるということからも、学校施設の耐震化は急務であるというふうに考えております。

国においては、公立学校施設の耐震化の目標として、平成23年度から平成27年度までのできるだけ早い時期に公立学校の耐震化を完了することを目指すという方針が出されております。それに伴って、学校施設の耐震化に係る国庫補助率のかさ上げ規定を5年間延長をされまして、平成27年度までの間国庫補助率が引き上げられたところでございます。

また、県におきましては、子供の安全を最優先に考え、学校の耐震化計画を前倒しをし、すべての県立学校の耐震化を平成27年度までに完了させる方針が示されたところであります。

そういった中で、教育委員会といたしましては、本市の耐震改修促進計画の目標年度でもあります平成27年度を目標に、耐震改修が必要なすべての学校施設につきまして、緊急性などを考慮しながら積極的に耐震化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

耐震化に対する学校耐震化の課題ということでございますけれども、学校施設につきましては老朽化した施設がたくさんあるということで、耐震化には多額の費用がかかるということなども大きな課題だというふうに思っております。

それと、全国県平均でございますけれども、これはまだ23年4月の集計ができていないと、7月ごろの公表予定というふうに聞いておりますけれども、平成22年4月現在で県平均が53.3%の耐震化率。全国平均でいきますと73.3%の耐震化率となっております。平成23年4月1日現在では、本市におきましては64.3%の耐震化率となっております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 今回の東日本の大震災では、600以上の学校が避難場所になっておりました。本当に大切な子供さんの命を守るということでもありますので、スピードアップをしていただくようお願いしたいと思います。

最後になります。防災教育についてお伺いいたします。

避難訓練、避難経路を見直しを既に実施した学校もあるというふうなことが答弁にありました。全校で取り組まないといけないことではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 各学校におきましては、消防法第8条、また竹原市の学校管理規則によりまして、消防計画または学校防災警備計画を毎年年度当初に提出していただくところでございます。これに従いまして、すべての学校が避難訓練を実施しております。

このたびの震災を受けまして津波にも対応した対応を、まず沿岸部の学校のほうが早急に取り組みを行い、これから前倒しをして避難訓練を実施していくというふうに聞いております。教育委員会としましても、当然沿岸部だけでなくすべての学校でこうした取り組みをするよう指導してまいりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 防災教育の重要なところということで、釜石市はこのたびテレビ等でも皆さん御存じかと思えますけれども、何と小・中学生の3,000人のうち、99.8%が難を逃れた。いわゆる釜石の奇跡ということで、テレビ等報道もされております。

その防災教育に基づく行動ということで、①に、想定を信じるな、②に、ベストを尽くせ、③に、率先避難者たれ、これの3原則だったというふうに言われております。こういったことを日ごろから防災教育を行われてきたことによって、実は生徒の親で亡くなった人数と市内全体で亡くなった人数の割合を比較しても、学校、生徒の親で亡くなった人の割合のほうが少なかったという、そういった結果も出ているということでございました。子供を通して、また家庭の中で、防災教育ということは常日ごろから言葉に出していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

本当に、四角四面の想定をしてきたことが今回の大きな大惨事になった。想定外が起きるということがあったと思います。今回の大震災を受けて大きな点は、想定外ということが起こり得るんだということと、そしてもしそうなったときの生活支援というのがいかに大切かということを学ばせていただきました。どうか今後、竹原市におきまして防災対策、そして子供を守るという立場で、本当に一人一人の命を大切にす竹原市を目指していただきたい。人間の復興が第一なんだということを私は本当に感じております。命を守る施策を実現できるように精進してまいりたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって道法知江さんの一般質問を終結いたします。

2時40分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時38分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

質問順位2番、大川弘雄君の登壇を許します。

5番（大川弘雄君） それでは、よろしく申し上げます。

3月11日午後2時46分、このときに発生しました大地震から3カ月が経過しました。この3カ月という日は、生命保険等の手続上、今回特例とされたものであり、この日は行方不明の方々に対し、家族が死亡届を提出できるようになった日であったそうであります。久々にテレビをつけましてたまたま見たわけでありますけれども、このテレビの中では、無事を祈りつつも行方不明のまま探し続けるのか、届を出そうか、現実と心のけじめ、このはざまの中で心が痛い限りでありますと言っておられました。改めて、被災者の方々には心よりお見舞い申し上げます。

本題に入ります。

平成23年度6月定例会一般質問、新風会の大川です。

それでは、一般質問に入ります。

3月11日、東日本大震災は、今まで経験したことのない、また想像も予想もできなかった大地震、そして大津波、これは自然の強大な力を我々に見せつけました。あの阪神・淡路大震災を私は大阪で経験しましたが、あれ以上の地震が起こるとは思いもつきませんでした。自然の猛威には、人間は何と無力なのでしょう。つくづく思い知らされるばかりであります。

今示されております耐震基準は、阪神・淡路大震災の震度、この数値をもとに見直されたものというふうに考えております。全国でその新基準のもと、さまざまな耐震補強を実施してまいりましたが、今となっては何だったんだろうとの思いであります。私はこのたびの大震災を経験して、再度の耐震基準見直しに着手する必要があると考えております。

そこで、本市の庁舎であります。災害時における災害対策本部、これは市長を本部長として市の庁舎に発足するわけですが、現庁舎は耐震基準をクリアできていない構造部分を一部有しており、さらに東日本大震災の震度を基準とした新耐震基準を考えるならば、その場所としては不適切であると考えております。私の考えるところ、県の合同庁舎、これを購入し災害対策本部イコール市庁舎とすべきであると思いついておるところであります。

また、図書館も、現在既に耐震基準をクリアできておらず耐震工事が必要とされております。本の重量とその必要性からして、合同庁舎の1階部分が最適ではないかと考えております。

それから、避難場所ではありますが、各学校の体育館となっているようでもあります。これも、再考の必要があります。万が一、災害時には仮設住宅を建設する場所を確保しておく必要もあります。他市においては防災公園を建設し、これに充てる施策を実施しているようでもあります。

以上についての御所見をお聞きいたします。

次に、3月11日の大震災は、東京電力の福島原子力発電所にも甚大な被害を与え、原子力発電、これが崩壊したと表現されるような事態を起こしてしまいました。そして、それは人災をも誘発し、放射能という目に見えない恐怖におびえさせられ、実際放射能汚染にも陥っています。国の原子力政策を根底から覆す事故であり、世界じゅうで脱原発が叫

ばれております。実のところ、私自身は原発推進論者でありました。が、現実としてこのような事故を目の当たりにして、安全神話を過信し過ぎていたことを強く反省しているところでもあります。

また、事故後の対応ですが、私が教えてもらったものと大きく違い、核反応は人間の手で容易にはコントロールさせてもらえないということを思い知らされました。今までの考えが浅はかでありました。水で冷やせばよい、これは愚かな考えです。今後は、原子力以外の方法で発電していかなければなりません。自然エネルギーの普及にも尽力するべきであります。

そこで、以前にも提言しました太陽光発電のメガソーラーであります。その後どのような取り組みがなされていますか。ソフトバンクの孫正義社長が提言されている自然エネルギー協議会にどんどん参加させていただき、本市にも福山市に負けないようなメガソーラー発電所を誘致、建設し、自然に優しい竹原市を実現し続けようではありませんか。

最後に、CATV、これの活用・充実についてです。

文字放送の開始に伴い、文字の大きさや個人情報の扱いといったところに放送の難しさが露呈されているようではありますが、やはり先進他市に協力をこいながらでも利用者には最大限の情報を提供しなければ文字放送の価値が著しく低下してしまいます。もう一度初心に立ち返り、なぜ文字放送が必要なのかをともに考えていこうではありませんか。

そして、光ファイバーを活用して高齢者の安否が遠方においても確認できる安心生活支援システム、これについてもともに研究していければと考えております。理事者、議会、そして市民が一丸となって、国のため、市のため、全力で協力していこうと考えております。よろしくお願いいたします。

以上、壇上での質問は終わります。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を求めます。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 大川議員の質問にお答えをいたします。

市庁舎、市民館、福祉会館及び図書館の耐震化につきましては、庁内に検討会を設置し、総合的に今後の公共施設のあり方も含め検討を行っているところではありますが、広島県の合同庁舎につきましても、今後の利活用について広島県と協議を行っているところであり、これらの協議を踏まえ、さまざまなケースを視野に入れ検討を行ってまいりたいと考えております。

避難所につきましては、竹原市地域防災計画において、各学校の体育館14カ所を避難施設として指定していますが、そのほかにバンブー・ジョイ・ハイランド内にあります竹原市体育館や各公民館、コミュニティーセンターなどの公共施設についても同様に避難所として指定しており、これらを含めると市内全域で33カ所を避難施設として指定しております。

公共施設の耐震化につきましては、竹原市耐震改修促進計画に基づき取り組んでいるところでありますが、このたびの震災を受け、国において耐震基準の見直しも予測されることから、今後の国の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、防災公園につきましては、本来防災的役割も担う施設である都市公園の中でも、とりわけ高い防災機能を持つ公園として、国において整備の推進が図られているところでありますが、その規模や形態についてはさまざまなものがあります。

本市におきましても、現在進めている公園整備において、耐震性防火水槽を設置するなど、防災機能の充実に取り組んでいるところでもあります。

また、応急仮設住宅の建設候補地につきましては、現在、バンブー・ジョイ・ハイランド、大乘小学校、田万里スポーツ広場、小梨スポーツ広場、大井スポーツ広場の5カ所を選定しているところでありますが、災害時の状況に応じて、建設用地については適切に対応をしてまいりたいと考えております。

次に、広島県が進めるメガソーラー発電所のその後の取り組み状況についてであります。二酸化炭素の削減につながる実効性のある取り組みの推進や地域特性を生かした脱温暖化の先導的モデルの創出などを目的に広島県が策定した第2次広島県地球温暖化防止地域計画において、民間事業者によるメガソーラー発電所を県内へ導入促進するため、事業者に対し意向調査や必要な支援策を検討することとなっております。本市といたしましては、国のエネルギー政策の動向や県の取り組みを注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギー協議会についてであります。ソフトバンクの孫正義社長の呼びかけに賛同した地方自治体により構成され、自然エネルギーの普及促進を目的に7月上旬に設立を予定している協議会であります。太陽光発電や風力発電を初めとした自然エネルギーの必要性はこれまで以上に高まっており、自然エネルギーの普及をさらに加速させることが期待されるところであります。具体には、自然エネルギーへのエネルギー依存度を

上昇させるため、休耕田に太陽光パネルを設置していく計画などが提案されていると聞いておりますが、本市といたしましては、今後も広島県などを通じて情報収集に努めてまいります。

次に、ケーブルテレビの活用などについての御質問であります。ケーブルテレビによる自主放送につきましては、本年4月のたけはらケーブルネットワークの開局以来、地域の身近な情報を中心とした番組を放送する中、加えてこのたび文字放送を開始したところであります。

文字放送につきましては、映像とは違った形による即時性を持った情報提供の方法として、地域に密着したケーブルテレビを通じ生活に必要な情報の提供を行うものであります。

また、緊急時における情報伝達手段として、映像とともに文字による内容を見られる方が瞬時に確認できる媒体としても大いにその効果があるものと考えております。

現在行っている文字放送の内容につきましては、各種行事の案内、防災に関する情報、公民館からのお知らせなど、身近な情報を中心に発信しており、今後におきましても、個人情報取り扱いなどの課題について十分な配慮・検討を行い、利用者へ最大限の情報提供が図られ、よりよい放送となるよう運営事業者と連携をしております。

次に、高齢者の安全・安心を確保する対策につきましては、本市では現在、緊急通報システム事業、ひとり暮らし老人巡回相談事業、安否確認をあわせてお願いしている配食サービス事業、地域包括支援センターと市内4カ所の在宅介護支援センターによる電話や訪問による相談業務などを行っております。

このほか、介護保険サービスを利用することによるケアマネジャーやサービス提供事業者とのかかわりやいきいきはつらつ教室、1次予防事業対象者介護予防教室、生きがい活動支援通所事業に参加することにより、高齢者の見守りにつながっております。

また、高齢者を地域で支える取り組みとして、市内各地域においては、地区社会福祉協議会による介護予防地域実践事業、ふれあいサロン、高齢者への食事サービスなども行われております。

議員からの御提言のあった安心生活支援システムにつきましては、このたび三次市がケーブルテレビ網の活用により実証実験を開始した高齢者の安否を確認する事業であります。

この事業は、65歳以上の高齢者だけで暮らす世帯のうちの一部の世帯を対象に、その

世帯でテレビの電源を入れると、あらかじめ登録している家族や知人と事務局に1日1回お元気メールが届き、逆に毎日午前9時を起点として24時間以上テレビの電源が入らない場合には心配メールが届き、メールを受けた事務局は地元ボランティアの隊員に電話で連絡し、隊員が自宅を直接訪れるなどして高齢者の安否を確認するシステムであります。

本市といたしましても、先進地の事例等を参考とし、運営の仕組みや費用負担の面など調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） それでは、再質問をしたいと思います。わかりやすくするために、一問一答の方式をとらせていただきます。

まず、耐震強度に対する基準についてであります。私は新基準を考えるべきだというふうに思っております。

現在学校の校舎等、耐震強度が低いもの、これに対して順次補強工事を実施しているわけですけれども、これは言い方が正しいかどうかありますけれども、旧耐震基準であれば耐震強度があったというものであります。耐震基準が宮城県沖地震のときから新しいものになりましたので、それに伴い強度不足となったということでもあります。今の耐震基準は震度6強、これを基準として考えておりますので、そのようなことになっておるといっております。私が思う東日本大震災を受け新基準を考えたときに、そもそもこの耐震強度とは何を基準として何のためにあるのか。そして、新旧を含め、その基準と目的、これについて再度確認させていただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、失礼いたします。

まず、議員さんの御指摘の耐震強度の件でございますが、まず耐震強度というのはI s値という数値がございまして、こちらにつきましては昭和56年の建築基準法の大幅な改正で耐震基準の基本的な考え方が変わりました。それ以前を旧耐震、それ以降を新基準と言われております。

昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建物は、設計法が異なるために、現在の基準に基づいた検証では耐震性を正しく把握することは困難でありました。このために、耐震診断では柱や壁の強度を計算いたしまして構造耐震指標、I s値を用いて耐震性を判定するものでございます。定義で言いますと、鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の

ことで、耐震診断の結果から算出される耐震性能、つまり地震に対する安全性を数値化したものでございます。一般的に、I s 値の数値6以上の場合は、大地震時に倒壊し、または崩壊する危険性が低く、現在の建築基準法と同等の耐震性があるものと考えております。また、I s 値の数値、3以上6未満の場合は、大地震に倒壊し、または崩壊する危険性があるとされております。そして、I s 値が3未満につきましては、大地震に倒壊し、または崩壊する危険性が高いとされております。過去の地震被害の研究等々から、診断の結果、診断指標であるI s 値が6以上ある建物は、震度6強程度の大地震に対しても建物が倒壊や崩壊する危険性は低いとされております。実際の大地震で地震動や地盤の差異などによりまして建物被害にはばらつきがあります。I s 値の数値が低い建物ですべてが被害が生じるわけではないということでございますので、その点を御理解していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 昭和56年宮城県沖地震のことだと思いますけども、要はそれまでは想定していた地震、震度が低かった。そして、その宮城県沖では思ったよりも想定以上の震度で揺れてしまったということで、耐震の基準を変えたわけです。そして、その基準、I s 値は、1995年の阪神・淡路大震災によって立証されたという形になっております。確かに、このI s 値によって低いものは崩壊し、それ以上のものは残ったというふうな立証のされ方をしました。それから考えると、今度の地震は、観測史上最大でありマグニチュードが9.0、震度は7。今まで経験したことのない地震ですから、ここからまた新しい基準にしていかなければならないのではないのでしょうか。そのあたりのこの耐震の考え方、これは竹原市に聞いてもどうかなと思うんですが、私は国会議員でありませんので、答えられる範囲でいいですからそのあたりの考え方をお聞かせください。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、失礼いたします。

先ほど議員さんの御指摘のとおり、新耐震基準につきましては昭和53年に宮城県の地震がございまして、それを受けて56年に建築基準法が改正されております。この改正が新耐震基準ということで、阪神・淡路大震災でもこの新耐震基準による建物では大きな被害が少なかったことが検証をされております。

それから、これを受けまして平成7年に、大勢の人が利用する一定規模以上の建物につ

いては、耐震診断と改修を努力義務とした新しい耐震改修促進法が制定しております。本市におきましては、平成20年2月に竹原市の耐震改修促進計画を策定いたしております。これに基づいて現在も耐震診断を行ったり補強工事等を行ったりしているのが現状でございます。先ほど市長の答弁にもございましたように、今後国においてこのたびの東日本の大震災において耐震基準の見直しも予測されておりますので、今後国の動向も注視しながら情報収集にも努め、本市において適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 答弁も難しかったと思うんですけども、要はいろんな経験を経てその地震の震度、津波の大きさ、これらの経験のもとにまた基準を変えていくということでもあります。それからすれば、今度の震災は本当まれに見る想像もつかなかったものがありますから、変わっていくものだというふうに私は考えております。

そこからいたしますと、この地域では想定としては6、断層の関係もあるんですかね、想定が6というふうな考え方をされておられます。しかし、あくまでもそれは想定であり、この東日本大震災においてもこのような想定はされてなかったんであるけども、実際には起こってしまったという大自然の脅威を考えると、やはりもう一度、この地域ではその昔は震度4がいっぱいであった考え方であったんでしょけれども、いつか5になって、6になって、7になっていく、そういうものが安全に対する考え方だというふうに私は思っております。それはそれで、どんどん進化していくべきだというふうに思っております。

そこで、またその想定という言葉なんですけども、どうも我々はこの想定という言葉が都合のいいように使いたがるという風潮があるというふうに考えております。そもそもこの大震災でありますけども、今回は大地震、大津波、関係部署の専門家の方々はテレビで見ます限り、想定外でありました、原子力発電所の方も想定外でありました、想定外でありましたというふうに言っておられます。しかし、地質調査などを経験した方にとっては、15メートルを超す津波のつめ跡はあったんだというふうな証言もありました。実際のところ、この安全対策とその経費のかけ方というのは、その時々で綱引きがあるわけがあります。私は、ぜひこの安全の確保のためには費用は惜しまない、こういった理念をぜひお持ちいただいて、竹原の市民のためにも安全のためにはという考え方をぜひ持っていただきたい。先ほどの同僚議員もいい言葉を言っていただきました。想定は本当に想定な

んです。それ以上のことがあり得る。実際にあった。そういうことを肝に銘じて、これからもいろんな施策をしていていただきたいというふうに思っております。

次は、今の新基準というものを考えましたときに、市の庁舎、図書館、これでありませけれども、ここに話を戻しますと、本庁舎、図書館、この耐震強度がたしか低かったんではないかというふうに記憶しておりますが、再度確認させていただきませんか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、失礼いたします。

御質問でございますが、市の庁舎、図書館の耐震診断、低かったんじゃないかという御質問でございますが、この2つの施設につきましては平成22年度に耐震診断を実施いたしております。確かに市庁舎、特にこちらの3階の議場のほうが大スパンで構造上壁量、壁も少ないということで、一番強度的には数値も低くて非常に弱い構造であったというふうな結果が出ております。

それから、図書館においても、同じように1階の大広間とか3階の図書館については構造上大スパンとなっております。それから壁、壁量が非常に少ないということで、こちらにつきましても、I s 値等々の判断基準によりますと非常に数値が低いというふうな結果は出ておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 今答弁がありましたように、現在の基準からしても図書館、これは耐震強度が不足しております。何らかの補強工事か再建築が必要であります。

また、この市の庁舎、特にこの議場は耐震強度がありません。現在の基準でもそうです。ですから、私が先ほどしつこく言っておりましたように、新しい基準を考えるならばもっともっと危ない場所だということでもあります。それをなぜ言うかといいますと、庁舎というのは災害が発生したときには対策本部となるわけですね。そして、その対策本部の本部長は市長であります。そして、災害があった場合、何らかの理由で市長にもしものことがあったときには、副市長がその責務を担うのであります。その人も一緒にいるわけですから、そうなったときには部長、課長というふうに順位がついているんだと思っておりますが、それでよろしいですか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今議員さんからお尋ねの件でございますが、これにつきましては地方自治法のほうに定

めがございます。152条におきまして、市長に事故があるときは副市長がその職務を代理するというように定められております。また、その中で副市長にも事故があるときにつきましては、職員のうちから市長が指定する職員がその職務を代理するというようになっております。それで、その場合の取り決めでございますが、市のほうで市長の職務代理者を定める規則というものをつくっております、その中で総務部長とするということにいたしております。

また、その市長の職務を代理をする者がいないというときには、職員のうちから、またさらに規則で定めた上席の職員がその職務を代理するというふうに定めておまして、その上席の職員というのは部長ということにいたしております。それで、その部長の順序でございますが、給料月額の多い者、あるいは在職期間の長い者というふうなことで取り決めをさせていただいております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 要は、ここに全員おられるということによろしいですね。そうすると、この議会中の本議会中ですね、この時間は危ないところにみんなが集っているということでもあります。そういう考えのもとで、そうでしょう。皆さんこれだけの重鎮様が集まって、我々は議員ですから幾らでもかえはありますけども理事者側のかえはありません。そういう面では大変危ない場所である。我々も最初は耐震強度を見たときに、議場であるならめったに使わないしと思ったこともあったんですが、よくよく考えますと重職の人が全員集まって何日も何時間もここにいるということでもあります。そのような建物が存在しているのでしょうかというところが私の問いかけであります。

例えばプロ野球でいいますと、飛行機に乗るときでもレギュラーは2つに分かれるんです。一度に乗らないんです。こっから半分、こっから半分、それは安全を考えたときです。興行のことも考えるんですが、そのように安全を考えると2つに分けて行動する。そこまで考えるようなところもあるんですよ。飛行機に乗るときにですよ。ですから、私は市長がおられるこういう場所が安全な場所でないといけないというふうに考えており、その意味では提案した場所がいいんじゃないかというふうに考えております。ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。大げさに聞こえると思うんですけども、確かに大げさ過ぎるのかもしれませんが、このたびの大地震、大津波をテレビで見ますと、実況でしたよね。あの3階にいた、津波に注意してください、避難してくださいってアナウンス

していた女の子があそこまで津波が来ると思ってなかったんでしょう。そうして、その声とともに波にのまれたような感でありました。実際のところはだれにもわかっておりませんが、そのまま行方不明だそうです。やはり、大げさは大げさで、しっかり考えなければいけないところは考えていきたいというふうに私は思っております。よろしく願いいたします。

もう一度繰り返させてください。市の庁舎は、災害発生時の対策本部であります。対策本部長を務める市長を守り、大切な資料、書類、これを守り、迅速な復興に係る人材、職員を守る大切な建物、建造物であります。今まで議論してきたとおり、市の庁舎、現在でも耐震強度はありませんので、ぜひ新しいものを考えていく。そして、私と私の周りの人たちは、県土木、そして保健所、これが東広島に移転してしまった。そして、本来の合同庁舎の機能を有していないと思われる今の広島県の合同庁舎をこの市の庁舎とすべきであるというふうに考えております。

前回はやり取りお聞きしたんですけども、今回は少し理由もつけながら強めにお聞きしております。市長におかれましてもいろいろ考えておられるという情報は持っておりますけども、災害はいつ起こるかわかりません。ぜひ、早期の取り組みが必要ではないかというふうに考えております。このあたりの御所見をお伺いいたします。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 市庁舎にかかわっての御質問でございます。

市庁舎あるいは市民館、福祉会館、図書館の耐震化につきましては、従来より、1次診断、2次診断、これは済んでおりまして、とりわけ3庁舎についてはかなり古いと、老朽化も進んでおるといようなことから耐震化が急がれるということで、昨年庁内に検討会を設けたという御説明をさせていただきました。

それで、議員さんの先ほどの御質問は、このたびの東日本大震災を受けてということでございます。これはもちろん未曾有の災害、想定外の災害というように大きなことでございます。我々も今回の東日本の大震災を受けてのもろもろの考え方を変えていかなければならないというように観点で今検討をしておるところでございます。先ほどの本庁舎の問題につきましても早急に検討を進めていきたいというように考えております。よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） ぜひ、早い対応をお願いいたします。

また、図書館でありますけれども、先ほどもありましたように耐震強度が不足しているということであります。これは補強工事、または再建築が必要であると思われませんが、以前にも5年ほど前に質問したときには、なかなか建てかえるのも費用がかさむということで借用を考えているんだというような個人的なお考えを聞いたことがあります。私もその方向がいいなというふうに感じていたわけですが、どうもいろいろ当たりましたが、本の重量があり過ぎまして、これに耐える強度が必要なんですよね。かなり強い強度が必要です。聞くところによりますと、屋内にプールを設置するほどの強度が要るんだと。図書館というものは、本というもの、それほど重いものだそうです。それが3階にあるわけですから到底もつわけはないんで、これを考えますと、今言いました合同庁舎、これの1階、または地下、こういったものは地面ですので強度的な問題は何もありません。ぜひこういうことも考えながら、これはある考え方としては経費の節減にもつながっていくのではないかというふうに私は感じながら自分の考えを強調しているわけですが、これがすべてだと言いませんけども、ぜひ参考にさせていただきながら、そういった地面を使えば強度の計算をしなくてもいいのではないかという考えもあるということをご検討していただきたいというふうに思います。

次は、避難場所です。

今度は体育館ですけれども、屋内運動場、これの耐震強度もありません。これは避難場所に指定されておりました。例えば、忠海東小学校、I s 値が0.04。竹原小学校、0.12。I s 値が0.3未満は、大規模地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされております。このようなことも考えながら、早期な取り組みが必要ではないかというふうに思っております。先ほどの同僚議員の答弁でもありましたのでこれぐらいでやめますけども、ぜひ早い取り組みをしていただきたいというふうに考えております。

ただ、あれもこれも一度には費用がかかることです。ぜひ、何を一番先にすべきなのか、その順序、順番をみんなで考えながらやっていきたい、やっていくべきだというふうに思っております。東京都のようにあれもこれも一度にできるような財政基盤があればいいと思うんですが、だれが考えても竹原市はそうではないわけですから、工夫をしながら順番を考えながら経費をちょっとでも浮かせながら考えていったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

その次は、防災公園。これは避難所も兼ねているんですけども、災害が万が一起こった

ときには、今もやっておりますが、仮設住宅を建てて一時そこに住んでいただくという扱いをいたします。そのときに、竹原市にはそれを建てる場所がないんですね。以前から私は公園が少ないですよというふうには言っているんですけども、面積は十分あります。国が定める公園の面積、これはバンブー・ジョイ・ハイランドって言うんですか、公園がありますから、面積としては十分あるんですが、じゃあ市街地の都市型公園はどこにどれほどのものがあるのか。ないんです。

そして、この建設候補地、これを見ますと5カ所、吉名、東野、荘野、忠海の人はどこに行くんですか。その都度考えるというふうには書いてありますが、要はそういう検討する場所すらないんですよ、どこも山型の公園ですから、うちで言うたら冠崎公園とかある、あの上に足の悪い人が歩いていけるすべもなくどうするんだろうという思いであります。ぜひ都市型の公園、イコール私が提言しました防災公園と言えるものを考えていっていただきたい。これも順番があります。すぐにできることではないでしょう。しかし、足りないところにはつくっていく、そういう考え方が必要ではないかと思っておりますがいかがお考えでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

防災公園につきましては、基本的にはいろんな種類がございますが、地震に起因して発生する市街地の火災等の二次災害における国民の生命や財産を守りまして、大都市地域における都市の防災構造を強化するために整備される広域的な防災拠点、避難地、避難路としての役割を持つ都市公園及び緩衝緑地などと言われております。バンブー公園、5公園も、竹原市の防災地域計画の中で避難所として指定をしております、災害時には防災公園として活用をいたしております。

それからあと、議員御指摘の仮設住宅の件でございますが、こちらにつきましては必ずしも公園でなくても、新たな市有地とかを、既存の市有地を活用して仮設住宅の建設の用地の検討ということは考えられるかと思っておりますので、そういったことで検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） いろいろ検討していただいて、足りないと思われるところにはつくっていくという考え方が必要ではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、大型の太陽光発電、メガソーラーであります。

以前からの懸案でありますけれども、私はこのメガソーラー、大型太陽光発電所、これをぜひ誘致していただいて雇用の創出を図り、強いては竹原市の活性化をというふうと考えておるわけです。ですから、ぜひ県が考えておるわけですから、これに乗って竹原市もどんどん進んでいていただきたいというふうな思いでずっと質問してきてるんですけども、なかなか進展がないというふうな情報でした。しかし、ここに来てソフトバンクの社長が提言されたこともありまして、大きく動いているのではないかというふうに感じております。そのあたりの情報収集はどのようになっておりますでしょうか。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） メガソーラーを含めた再生可能エネルギーの活用を竹原市に誘致ということとそういう誘致に伴う情報収集についてという御質問だろうと思います。

まず、御存じのように、国のほうで現在再生可能エネルギーにつきましては電力の確保、エネルギー政策についてその促進を図っていくということの施策についていろいろ検討されている状況であります。

あわせて県においても、先ほど議員のお話がありましたメガソーラー、大規模太陽光発電の導入促進ということを含め新エネルギー協議会、いわゆる孫正義さんが新エネルギーを活用した太陽光、風力発電等の協議会を近々に立ち上げ取り組んでいくという情報についても、情報といいますか、設立に向けて取り組んでおられることであります。そういう情報につきましては、当然県を通し施策等を注視しながら、県の窓口であります環境政策課等と連携をとりながらそういう情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） そのメガソーラー建設ということなんですけども、ソフトバンクの社長はこう言っておられます。自治体が土地を提供、ソフトバンクが資金、技術、運営面の大半を引き受けるといった形で話が進んでいるんだそうです。この竹原市にある竹原流通工業団地、これやごみなどで埋めた未利用地、それを提供して、ぜひ竹原市にこのメガソーラーを誘致していただけるように頑張りたい。そして、我々も協力していきたいという思いでいっぱいあります。この企業誘致に対しましては特別に人材も確保しておるわけですから、どんどん出向いて行って力を発揮していただきたいという思いで

いっぱいです。

また、このたび福山市においては、中国発電所、中電がメガソーラーを建設中でありま
す。マツダスタジアムの3.5倍の広さだということで、一步出してくれたなという感じを
持っておりますが、まだまだ間に合います。ぜひ、この活性化の必要な竹原にこういった
ものを、そして雇用を創出していきたい、活気を取り戻したいという思いでいっぱい
です。ぜひ、みんなで頑張っていたきたい、頑張っていこうという思いでいっぱい
です。よろしく願いいたします。

時間もありますので、最後にCATV、光ファイバーを利用したテレビです。

今、タネット放送が始まりました。実は私はタネット放送を待ち望んではいた者ではな
いんですけども、光ファイバー網が構築されました。これは非常に歓迎するものであり
ます。竹原市は独自でこの光ファイバー網を構築することができなかつたので、今のCAT
Vという形をとっております。これは、俗に言うひもつきの交付金で行ったわけであり
ますけれども、ともあれ光ファイバーが網羅されました。これによってどうなっていくか、
そういったこともどんどん考えていく必要があると思うんです。私は、この文字放送のこ
とをさきに言っておりますので少し触れますけれども、ぜひこの文字放送は、特に例でいき
ますと、テロップ方式を使っただいてぜひ文字を大きくしていただきたい。今の文字
では私は見えません。そして、お悔やみごとなど、時間的に制約されるものをどんどん個
人情報保護法に触れないものと考えていって、個人と相談していきながらやっていければ
できるんじゃないか。ましてや、我々が研修に行ったときにも、よその市ではそのような
ものが流れておりました。すばらしいものであるなあと感じ、それをぜひ竹原市にも持っ
てきたいと思い、その思いからこういうものを導入してきたという私個人の経緯もあり
ます。ぜひ、お悔やみごとなども表示できるようなよいものにしていただきたいと思
います。

そして、何よりもその光ファイバーを使ったものが今からはどんどん出てくるんだとい
うふうに思っております。3年前に北海道に研修で行ったときでありますけれども、やはり
そこはもう光ファイバー網が構築されてまして、自宅にカメラつき電話がありました。そ
して、そこの高齢者の方は市役所に行かずに相談ごとができるんで助かるんですよとい
った、まだ試験でしたけどもね、そういう取り組みもされてました。そういうものもでき
るんだな。合併のときにもいろいろ市役所が遠くなるから何とかとかいろいろ批判が出て
ましたけども、そういったことも今からはまた足もだんだん弱くなってまいりますね。高

年齢の方は車も乗れなくなってきました。市役所に来るのも大変。そういったときには、この光ファイバー網を使ったいろんな取り組みができるんだ。今三次でやっているのが、この安全生活支援システムです。元気かどうかわかるんです。そういったものをぜひ。これは費用もかかることですから、全員にどうしてもということとはなかなか難しいと思うんですけども、ひとり暮らしがふえて孤独死というものがあってはなりません。人間にとって尊厳の部分ですから、ぜひこういったものも考えながら、そしてこれも全国津々浦々、みんながつければコストも下がってくるわけです。一番最初は何を買っても高い。しかし、みんながつければだんだん値段も下がってくる。みんながそれが当たり前というふうな時代になってきます。しかし、これをするためには光ファイバー網がなければできないんです。竹原市はそれができたわけですから、それを活用していく方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

これに対していろいろ前向きな答弁があったわけですけども、どうですかね。例えばうちのお母さんがひとり暮らしをして、朝テレビをつけてと元気メール、元気ですよとメールが届く。24時間テレビの操作をしないと心配ですよってメールが届く。人に任せなくても自分で見に行けるじゃないですか。そういうシステム、これは今ある他人にお任せしてやってもらうシステムとは少し違う観点があるんじゃないかというふうに私は感じています。すべてお任せするのではなくて、家族でできることはする。そういった観点から、このシステムについてももう一度答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） 先ほど市長のほうからも答弁がありましたように、このシステムにつきまして調査研究をしまいるということでございます。福祉課といたしましても、情報推進室とともにこのシステムについての調査研究、今議員のほうからありましたように、三次のほうで具体的な実証実験が始まっておりますので、そういったことも調査研究を早急にしてまいりたいと、このように思っております。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） そうですね。ぜひ前向きに、いいものはどんどん取り入れる、検討してみる、調査をしてみる、行ってみる、実感してみる、こういった行動が大事だと思います。ぜひお願いいたします。

最後に、市長はいつも言っておられます。安全で住みよい町をつくろう。私も同感であります。このために、よいものであろうと思うものを我々議員は一生懸命提言しておるわ

けであります。それで、今私が言った安全生活システム、これなどもその思いがあって言っていることでもあります。また、耐震の強度、安全対策なども、その思いの上での言動、提言であります。

ぜひ、最後に竹原市の安全対策、これに対する理念というものをお聞きして終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 議員御指摘もいただきましたけども、地域情報基盤整備事業としてこの平成22年度でケーブルテレビというものが整備をされました。先ほど言われたように、光ファイバーが全市に敷設されたということは大きな第一歩でございまして、これから少子・高齢化がますます進む中でICT社会を目指した中で、先ほど提言がございました安心生活支援システムを初めさまざまな医療、福祉も含めて活用をすればITでいろんなことができるわけですので、ぜひそういった意味で住みよさを実感し、安全・安心で暮らせる社会をつくりたいというふうに思っております。

また、そういった中で、人災もさることながら天災という中で、このたびの東日本の大震災。地震もですが、大変大きな被害はその津波で、生命も財産も、そして家族のきずな、あるいは地域社会のコミュニティーも流されたという感がございます。そういった中でございますので、我々が考えるのは、やはり地域住民との安全・安心を連帯で守ることが大変大切だろうというふうに思っておりますので、そういった地域コミュニティーあるいは家族のきずな、そういったものを大切にする市民、竹原市でありたいというふうに思っておりますので、こういった面におきましても地域協働のまちづくりをますます進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって大川弘雄君の一般質問を終結いたします。

明6月22日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時39分 散会